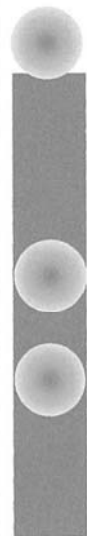


平成十四年度 農業総合研修会



季節柄何かとご多忙の中、会員並びに関係者多数のご参加をいただき誠にありがとうございます。

当研究所は平成二年設立以来、会員の市町村・農協・農業関連団体の力強いご支援と、行政・試験場・大学関係者のご指導ご協力の下に地域農業・地域産業の発展に貢献すべく数多くのテーマに取り組んでまいりました。この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

北海道は日本の食料基地と言われております。確かに農業総生産額では、全国の一割を越える生産をしています。そしてそれを支える専門的農家の比率が高いということではありますが、それだけにここ最近の食品の安全性の問題、米政策改革をはじめとする農政の方向転換、国際化の中での輸入農産物の増大など、その影響はきわめて大きいものがあります。安全な食料を供給することは当然のことではございませんけれども、安定供給も大きな責務でございます。それらの責任を負っている農家の生産現場では、高齢化・担い手不足・労働力不足、そしてデフレ経済下における農畜産物価格の低迷に伴う経営問題など数多くの課題を抱えております。

しかし、こうした状況下で自らの経営と地域を守るために努力をしている生産者・法人も数多く存在しているのも事実であろうと思いま

す。こうした努力が報われる農業であって欲しいわけでございますけれども、現実には厳しいものがあると思います。問題山積の農業情勢ではありますが、その一つとして農地制度が政府の規制緩和論理に取り上げられ、また構造改革特区の一つとして株式会社農業者の農業参入問題が議論を呼んだ経過にあります。率でいえば、まだ低いとはいえ、耕作放棄地が増えている。農地流動化、農地集積が進まない。いわゆる農地の需給ギャップの拡大という現状を考えますと、農地問題は今日的テーマとして捉えていく必要があるかと思えます。こうした視点で、このたび研修会のテーマとして農地問題を取り上げることになりました。

まず基調講演として、早稲田大学政治経済学部教授の堀口先生にお願いしております。先生には大変お忙しいところ時間を割いていただき、誠にありがとうございます。後半はパネルディスカッションと致しまして、それぞれの立場で活躍の方々から問題点の提起、生産現場の実状等を言め、議論を深めていただきたいと考えております。以上簡単ではありますが、皆様のご健勝とますますのご活躍を御祈念申し上げます。同時に、当研究所に対しまして変わらぬご理解とご協力をお願い申し上げます。開会にあたっての挨拶と致します。

(専務理事 宮田義行)

基調講演

「農地市場の展開と公的関与の必要性」

早稲田大学政治経済学部教授 堀口 健治

皆さんこんにちは。ご紹介いただきました早稲田大学の堀口です。北海道では、北海道農業開発公社、農業会議そして農協等、いろいろな調査でお世話になりました。今日はお返しが出来ればと参上いたしました。

ただこの数年間、学部長をやったり、今は大学の理事をやったりしているものですから、最近北海道へ来られなくて、私の資料等も古いものを使っております。そういう意味でやや実状にずれている所があれば、後で修正なりご意見をいただければとお願いをしたいと思います。

なぜ公的関与が農地市場に必要か

―― 下がり過ぎた地価 ――

最初に九八年に書いた日本農業新聞の「視点」の話を皮切りにさせていただきます。これは「公的保有で現状打開を」というこ

とを主張したのですが、残念ながらこの「視点」を今でも言わざるを得ないという状況にあることを、日本の経済状況を見るにつけ残念に思っております。

私も参加しました「食料・農業・農村基本問題調査会」で、その当時の条件をそのままにすれば日本の農業はどうなるかという数字が、農業従事者あるいは農地面積などについて農水省の予測が出ておりました。今のままで推移すればという形ではありますが、きわめてドラスティックなどうか、日本農業が壊滅状態になりかねない数字が、予測されておりました。これに対して新しい基本法を作り、基本計画を作り、それに対応する政策を準備して、日本の農業の回復を図るということを目指したわけです。

その中の主張で私としては担い手に農地を集積するような政策的関与が必要であろうということで、ここでは農地保有合理化法人、とりわけ全国的な量のうちの半分以上を占める北海道の開発公社を念頭に、課題等を書いたわけです。

堀口 健治 (ほりぐち けんじ) さん



- 1942年 朝鮮 仁川にて生まれる
- 1965年 早稲田大学第一政治経済学部政治学科卒業
- 1968年 鹿児島大学教員
- 1977年 東京農業大学教員
- 1982年 農学博士（東京大学）
米国イリノイ州立大学客員教授（1年間）
- 1991年 早稲田大学政治経済学部教授、現在に至る
早稲田大学常任理事

<主な公職>

農林水産省 食糧・農業・農村政策審議会 臨時委員
日本農業経済学会 会長

「視点」に旭川の話が出ていますが、一九九七年のころの調査だと思います。水田農家を訪問したときに、その当時地価が三五万円。実際に払っている小作料が二四、〇〇〇円。小作料を一〇割当たり地価で割れば、地価の小作料利回りが出てきます。七%弱で、これはきわめて高い、高すぎる水準です。その当時、既に一般的な利子率はぐいぐい下がっていたわけで、農林公庫から農地取得資金を借りればこれよりもはるかに低い利回りで借りられるわけですから、どちらかが高いか、どちらかが安すぎるかという意味では、この利回りは高すぎる。これを公的な介入で本来の正常なものに戻すべきだという主張をしています。

結論から言いますと、小作料が高すぎるという側面と、地価が下がりにすぎるといふ側面、僕は小作料が高すぎるというよりもむしろ地価が下がりにすぎたということにポイントを置いています。白書等の数字を見ていただくとわかりますけれども、小作料も借地間競争をしながら、大規模層ほど単位面積当たりの支払い小作料は高めに払っております。北海道の稲作経営も経営耕地規模別に見た場合に、単位面積当たりの支払い小作料は高い額を払っているとみられます。

これは借りている水田が良い田圃であるとか、或いは隣接地だとか、いろいろな条件が入っていますから一律には言えないのですけれども、借り手競争のもとで規模拡大経営が競争の結果、高い小作料を払うような要因は今もなおあると思っております。

ただ、そのこと以上にむしろ地価の方がはるかに早いテンポで下がってきて、割り算をすると利回りが高めに出る。利子率は下がっているのに利回りだけが高めということになっているのではないかと

うという意味では下がりすぎる農地の価格を正常に維持するためにも、公的な関与が必要であると、私は当時から主張しております。

これも当時九七、八年ごろに、そういう主張をしますと「あなたは不動産屋の味方か」「もう一回バブルを起こしたいのか」とずいぶん批判されました。私は現時点でも農地だけではなくて、東京を含め都市の地価については下がりすぎのところが相当出ている。住宅地や商業地でもそうでない所ももちろんあるわけですが、象徴的に言えば地価が下がりすぎだ。地代に比べるとはるかに安くなっていて、利回りが極めて高くなっているというふうに言っております。「不動産屋のような立場で、地価がもう一度回復すれば日本の経済はうまくいくということを言うのか」と今でもよく批判されます。しかし主旨はそうではなくて、本来あるべき地価に戻すべきだという意味です。本来の地価というのは、実際の小作料を、現在の1%や2%の利子率で割れば、はるかに高い地価が出てくるという意味であるべき地価です。利子率を1%、2%で割っていいかどうかはちょっと問題で、預け入れの金利を使うのか、それとも貸し付け金利を使うのか、細かい議論はありますが、支払い小作料の額に対して、一定の利子率で割ればあるべき地価が出てくる。その地価に対して都市も農村もそれを下回る水準にいつている。そのことが日本の経済全体をおかしくしているという主張をしています。

北海道農業開発公社の合理化事業

農地の場合には、あるべき水準に引き戻す、あるいは下がりすぎの

地価、高めの小作料を修正するためにも、ここでは北海道公社の合理化事業が、こういう形で更に行われるべきではないのか。そのことが結果的に正常な経済に戻す一つの要因になるだろう。そうした事業の例として、長期貸付事業のことを想定してお話します。

その当時お話を聞いたときには、最長一〇年間を貸し付けた場合は毎年地価の2%を借入者から受け、それを売却するときに農地代金の償還に充当して返すという、税金対策を含めてなかなかよく考えられた事業だと思いました。現在はその率で行っているかどうかは定かではありませんし、一定の管理費も当然引かれるわけですから、若干状況が違いかもかもしれませんが、2%を一〇年間貯めておけば、2割の資金を買い手に戻すことが出来る。ですから買い手は公社が一〇年前に買い取った価格の八割で、予定される購入者、実際一〇年間は借りている者ですが、これを買収することが出来る。そうすれば経営転換の一割範囲での下落を補填をするというよりも更に強いのではないか。

もう一つ先ほど言いましたように、小作料が地価に対して7%くらいまで高めになっていますから、この7%をそのまま貯めれば一〇年間で七割になるわけです。一〇年後の農地購入の実際の負担額は三割でいいのではないかと、三割という低いレベルになるのではないかと、途中の金利計算とかの面倒なことは抜きにして、長期貸付でその間公社に2%払ったとしても、もし他の農家から借りれば7%に匹敵するような小作料を払うわけですから、その小作料を借りている経営が意図的に貯め込むことを想定するわけです。意図的に他に使わないで貯め込めば七割までカバーすることが出来る。そういう意味では長期貸



付というのはきわめて重要な事業であり、私もいろいろ政策を提供して、それを二〇年に延ばせないかと、二五年に延ばしたらどうかと、財務省との話でずいぶん提案をしましたが、結果的に一〇年に終わりました。

購入する規模拡大経営の負担を減らし、その結果として農地市場も本来の姿に戻るのではないかと、そういう意味での公的な関与の必要性を主張したところです。

後で少し数字を見てみようと思いますが、最近の北海道公社の事業の大きな特徴としては、従来のように非常に大きく農地市場に關与しその成果が出ている側面と同時に、やや長期貸付が難しくなってきた、五年なり三年の担い手事業の方にシフトしている。公社全体の事業量なりあるいは購入金額がこの一、二年落ちてきて、しかも長期貸付が依然として主流ではあると思いますが、その比率が落ちてきています。「六〇歳以上でもないですよ」というような形での担い手事業、あるいは「一〇年先が読めない」という意味では、借入れ期間が短いような事業に移して、合理化事業を受け入れる規模拡大の状況があります。合理化事業のめざす所が充分に受け止められない難しい条件が発生していると認識しております。

そこで、フランス式のさらに強い公的な介入というものも当然考えるべきではないかと思うわけです。合理化事業を単なる協議ではなくて、売り手に対しては交渉の最初の相手にするという義務を課す。つまり、公社に対してはまず売る交渉をし、そこで成立しなければ初めて民間の売買に移るといったような方式です。

最初に出し惜しみした金融連鎖不安断ち切りのための公的資金投入

土地の値段が下がりすぎではないか、株価も下がりすぎだと言っているのですが、さらに私の考えを紹介します。

住専という事件がございました。住宅専門金融会社が倒産をする。あるいはそれになりかねない状況になっている。それに対して公的資金を入れるかどうかという議論が発端でありました。その当時野村證券を始め、証券あるいは金融機関の不祥事がありましたから、「金融機関に対して税金をつぎ込むというのはおかしい、製造業が苦しくなってもお金を買えないのに、金融機関ならなぜ税金を入れるのだ」という批判がマスコミから相当強く出て、国民もそういうことを支持しました。結論から言いますと、私は住専のときにもっとお金をつぎ込むべきだったと思います。戦前の歴史では金融機関の不安そのものが大恐慌に繋がっていきましました。戦後はその状況が違ったとしても、いわゆる金融倒産の連鎖を防ぐために、あるいは資本主義というのは信用で成り立っているわけですから、その信用が崩壊するときには、金融のところで支える。そこに信用が置けないと取り付けが起きれば、資本主義経済がいか悪いかは別として崩壊するわけですから、そこに資金を投入するというのはいかなる一般的な経済政策であるか、今でも思っています。残念ながら、僅かな額を遅れた時期に入れ込んだということが、今に至るまで金融あるいは金融市場での不安を連鎖と引き継ぐことになりました。

バブルからデフレ経済に移る中で経済政策の選択は、現時点では根本的な構造政策よりもデフレ対策にまずは一義的な力を置くべきであるというふうな思っております。バブルはご承知のように資産インフレーション、あるべき水準をはるかに超えて地価なり株価が上昇しました。それを支持するつもりはまったくありません。一般物価はほとんど動いておりませんでしたから、食料品も貴金属もほとんど横ばいの中で資産だけが上昇してきた。これは明らかに投機的なバブルであったわけですから。

資産価格の暴騰、暴落の弊害

— 实体经济へのダメージ —

思い出しますけれど、当時の日経新聞に日経平均株価が三〜四万円に近づいている日本の株価を評価して「まだ安い」という論文を書いた、今でも活躍している経済学者がおられました。例えば千葉の埋立地にある有名な鉄鋼会社の株価はまだ安い、もっと上がる。五〜六万円にも上がっていいんだという論文でした。読んで驚いたのですが、こういう計算をするかというと、アメリカのハグタカファンドが一般資金を集めて、三分の一なり四分の一の株を買えば、その日本最大の鉄鋼会社の株主総会を動かすことが出来る。何をやるかというと、その鉄鋼会社を清算する、解散する。鉄鋼をやめて資産を売却する。資産の埋立地を宅地として売れば、つまりその面積に当時の住宅地の価格をかけると、実に大きな金額になる。それを株数で割れば五〜六万円は十分に出る、という主張でした。そういう議論がまかり通

るような、誠に異常な経済でありました。そういうことを支持するつもりはなく、そのことが結果的に資産の暴落に繋がったことは当然であり、あたりまえだと思っております。

資産が暴落するとういうことが起きるか。農民だとかは工場の土地を取得して経営を営んでいる、そういう実体経済のほうに影響が及んでいきます。

最近の話題は「貸し剥がし」ですか。大手の金融機関が自らの生存を図るために、自己資本率を上げる。上げるためには、やや危ない所からは返してもらおう。あるいは返済時期が来た時に借り換えを認めない。あるいは運転資金も貸さない。というのは資産と借金を比べると、資産である土地の価格が下がっているから、負債と比べれば危ない。という意味で、その工場自体は収支が合っているのにも関わらず、毎年ちゃんと元利返済をし、収益が上がっているのにも関わらず、返せ、或いは借り換えを認めない、という形で実体経済にえらい被害を与えているという状況に陥っているのではないか。

ですから一言で言えば黒字倒産。金融機関の都合で金を貸さない。実体経済としては充分に回っているはずのだけれど、そこに金融機関の事情で金を貸さないということは、資産デフレそのものが実体経済を破壊する。その実体経済が、現在我々が受け止めているデフレ状況になっていて、資産が下がるところからさらに賃金も下がる、物価も下がる、食料品価格も下がるというような、明らかに昔流の定義でいえば、大恐慌になっている。恐慌にならない仕組みを一生懸命にいま支えているのですが、内容としては恐慌状態になっている。

資産デフレから一般デフレ・恐慌に転化しつつある状況への対策は何であるべきか

みんなで財布の紐を締める。企業もリストラをし、賃金を引下げるという状況で、デフレスパイラル、デフレがデフレを呼んでいるという、基本的な状況になりつつある。歴史で習ったのですが、第二次世界大戦前と同じ状況の中で、財政改革のために財政を緊縮し公共事業も減少するという政策は、基本的に間違っていると思います。これだけ不安な世の中に庶民の貯金はどこへ向かったかということ、大半が郵便局の貯金に回っている。郵便局に大半のお金が集まるのに、郵政三事業をやるうという全く逆の不安を煽る。本来なら景気回復のために住宅が一番強いし、その政策が今でも一〇〇%いいかどうかは別ですが、戦後の景気回復の手段としては、サラリーマンの住宅取得を住宅金融公庫を通じて支えるということが、景気回復の一つの有力な手段でした。それを住宅金融公庫をなくすことによって、民間から借りなさいよと。今は利子水準が低いですからその説は採りうるわけですが、一般的な消費者心理にはマイナスの影響を与えているのだなと思います。という意味で、財政が赤字でも金をつぎ込んで本来の実体経済に戻すべきではないかと思えます。それは農業でも当てはまるのではないか。我々が歴史で習うと、戦前の大恐慌で一番の被害を受けたのは農民でした。一般の工場労働者も被害を受けましたけれど、価格下落は工業製品やサービスの価格下落よりも、農産物の価格の下落の方がはるかに早い。しかも大きく下落して長期間にわたった。そのことがア

アメリカの景気回復を、一九二〇～三〇年代にかけて、大恐慌を長期化させるわけです。ご承知の方も多いと思いますが、それをもとに戻すためにアメリカは世界で初めて価格支持制度なり、農業保護政策を財政でとりました。そういう歴史を我々は今考えるべきではないか。これだけのデフレ状況の中では、農産物の価格下落がおこります。農民というのはお互い過当競争をやりますから、製造業者のように数が少なくて激しい過当競争になかなか落ち込まないのと違い、売れなければますます増産して売り込んでいくという、我々が習う市場経済とは逆の動きを農民がするわけです。安くなれば供給量を減らすのではなくて、米価が安くなっても米の供給量はむしろ増えてくるという、農産物特有の経済現象があります。そこで、最低保証をし、不足払いをして、生産調整と絡めながら、本来の農産物価格に戻さないと、アメリカ経済全体が景気回復をしないというのが、ルースベルトの考えでした。その政策が、いま日本に必要ではないか。そういう意味でWTOの議長の提案がありましたけれど、ご承知のようにアメリカは着々と価格支持政策を回復しているわけです。日本はややWTOなりウルグアイラウンドの内容をそのまま正直に受け止めて、価格の支持なり不足払いという仕組みそのものを漸次外してきたことはまずいのではないか。

北海道でも条件不利地域で進む耕作放棄

話を北海道の農業と農地に戻しましょう。

北海道の耕作放棄率は全国から比べるとはるかに低い水準ですが、日本の農業の先頭を走っている北海道で、耕作放棄面積が増えるのは地

域的にはどういう要因だろうか、九〇年センサスあるいは九五年センサスを見たのが、図1と図2です。

図1と図2の縦軸は耕作放棄率です。耕作放棄の面積を、そのセンサス年次の経営耕地面積で割って求めています。横軸を一戸当たりの平均耕地面積でとって、規模拡大が比較的進んでいる所は放棄率が低いのではないかといい仮説でやってみたものです。図の左側の方は多分そういうふうに見られますが、右の方になると、酪農等も増えてきますのでそう簡単には見えません。図3と図4は、市町村別に放棄率の高い支庁を、宗谷・釧路・根室支庁管内の市町村別にプロットしました。大胆に読み取ると、一戸当たりの平均経営耕地面積が小さくて放棄率が高いのは、基本的には離島だとか、そういうところでの状況を反映している。むしろそれ以上に注目すべきは、図の右側の方で、一戸あたりの平均経営耕地面積が大きくて放棄率が高いという所は、酪農地帯、それも採草放牧あるいはオホーツク海沿岸というような所で、いわゆる水田も畑もない、北海道の中でも厳しい条件の地域の採草放牧のところ、耕作放棄に入っているということをおさえておこうとしたわけです。そういうところで、採草放牧地を含む農地がどう有効に活用されるべきか、政策手段は如何というような事を、この後で議論いたしたい。

恐慌下、米国で導入された、地主による リスク・コスト負担を入れた分益小作制

レジュメには、「地代恐慌」と書きました。実質的には経済全体が大

図 1

一戸当たり耕地面積と耕作放棄率の関係（支庁別 1990 年）

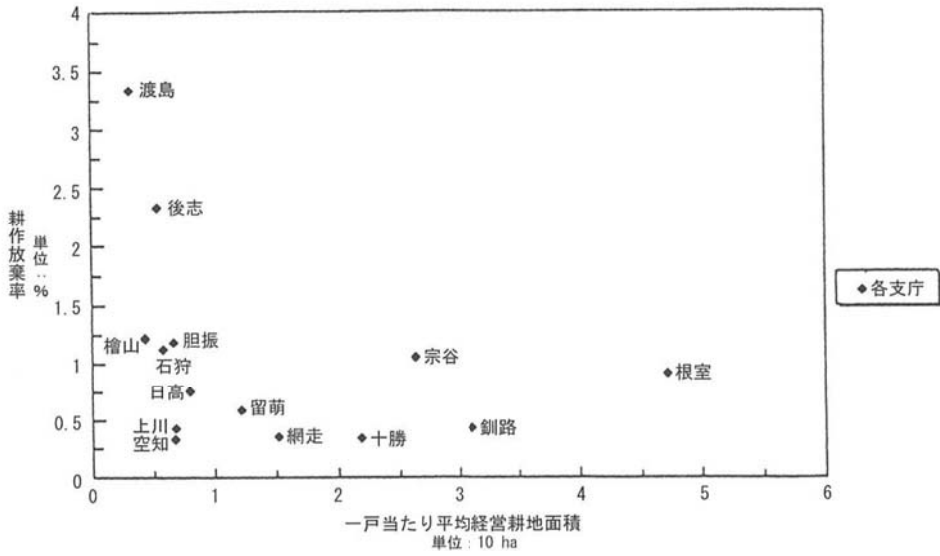


図 2

一戸当たり耕地面積と耕作放棄率の関係（支庁別 1995 年）

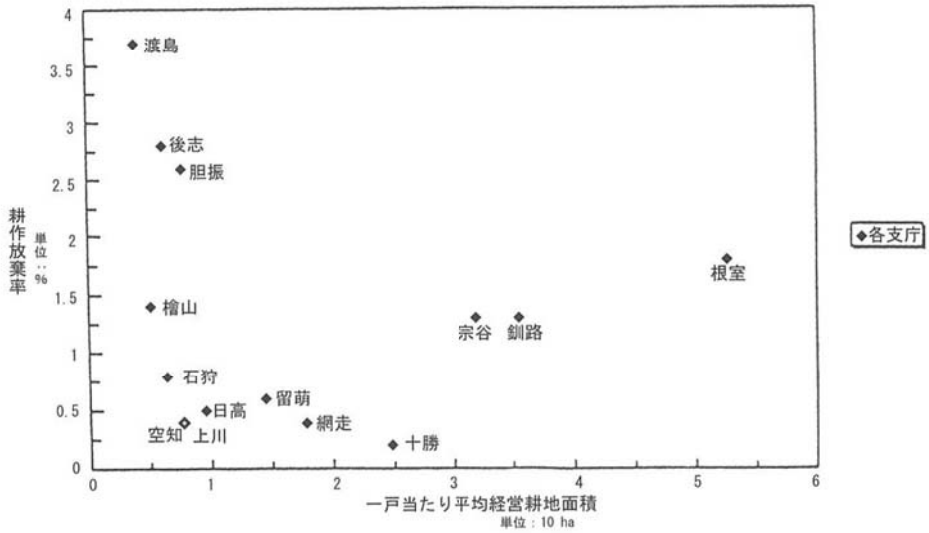


図 3

一戸当たり耕地面積と耕作放棄率の関係（宗谷・釧路・根室支庁内市町村）

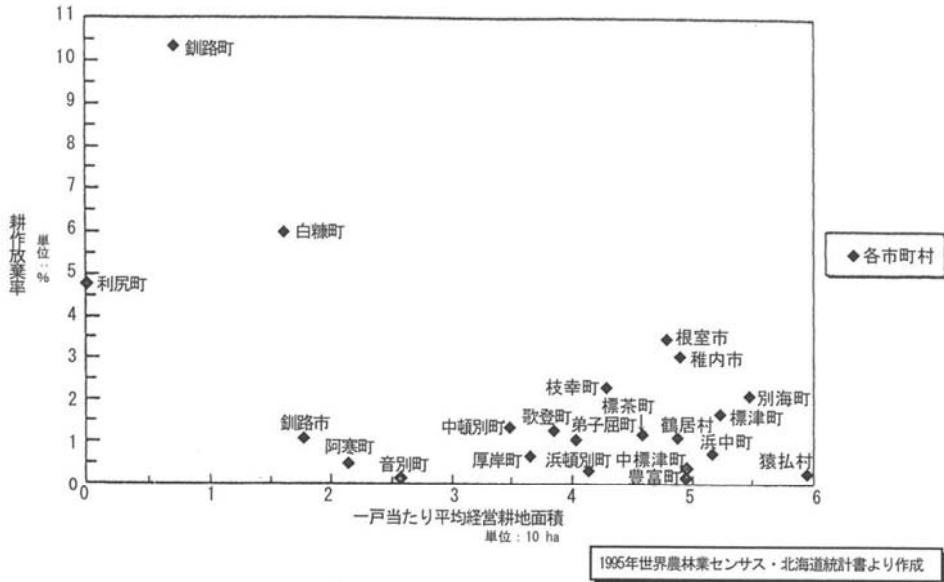
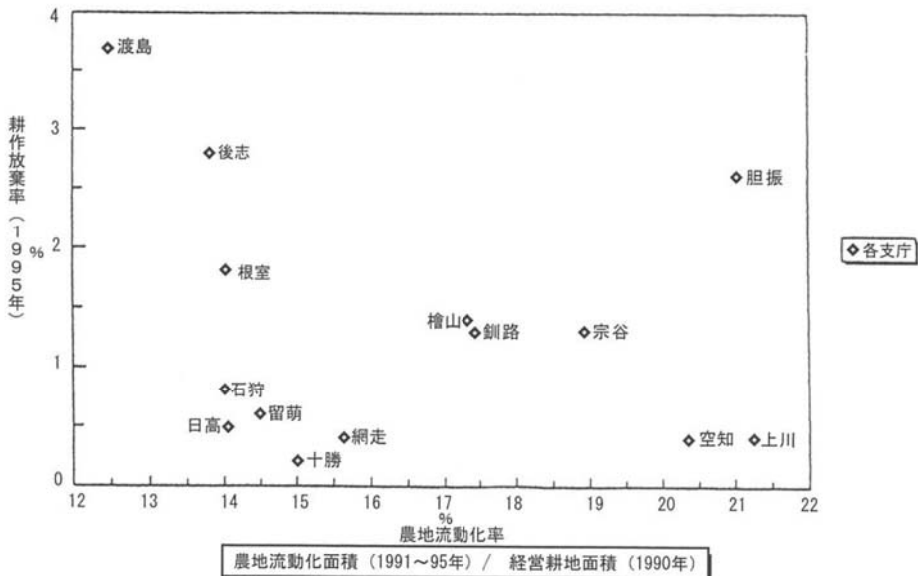


図 4

農地流動化率と耕作放棄率の関係（支庁別）



恐慌じゃないですか。その中で農業では「地代恐慌」というのを、考えております。「地代恐慌」というのは、日本の場合にはどのように現れているのかというと、価格下落による資産デフレで、農業の場合には農地価格と小作料とが乖離している。乖離しているということは、農地の値段が安すぎて、小作料はそれなりに下がらない。その結果高い利回りになっているという意味での「地代恐慌」ではないのか。「貸し手の強さ？」というのは、これは貸し手が強いのか、借り手がお互いに競争して下がるべき小作料が下がらないということなのか、よくわからなくて？マークをつけました。そこは借り手がお互い競争しながら小作料を高めに行っているという状況と、片側で耕作放棄も進んでいるが誰も借りないという状況、これらがどういふふうに並存しているのかというのを見てみようということです。これはあとで酪農について少し見ようかと思えます。

「米国に見た分益小作制の導入・地主の弱さとの違い」というのは何が言いたいのかといいますと、アメリカはこの大恐慌以来、小作関係が分益小作制に変わります。先ほど申し上げましたように、ルーズベルト大統領の時に、大恐慌が起きて、農産物価格が暴落して、農業経営が立ち行かないという状況の中で、借りている小作地が次々と返還されたのです。そういう中で地主としては、借地人を引きとめ農地を使って少しでも小作料収入を増やすために、それまでの固定小作料、現金小作料、一エーカー貸せば幾らの小作料が入るといふやり方を全面的に改めて、地主も経営リスクを負担する。具体的にはどういふことかという、肥料とか農薬の半分を持つとか、三分の一を持つとかです。それから暗渠排水等の土地改良は地主が負担するとか、農民を

再び農業経営に戻すために、地主コストを負担しリスクを分担するということです。農民だけにコスト負担なりリスク負担させるのではなくて、地主もそれを分担する。シェアするというのが分益小作制です。何が分益かという、小作料そのものは収穫量の何分の一。非常に良い地力のところでは、地主と小作人でどうもろこしの収穫物を半々で分ける。やや地力が落ちる所は地主は三分の一、さらに低い所では四分の一というふうな、皆さん方がアメリカのコーンベルト（どうもろこし、大豆あるいは小麦）地帯を回っていただくと、ほとんどの農家は分益小作です。分益というのは日本語の訳が良くなって、正確に言えば刈分です。刈分小作です。出来上がった収穫物を半々とか、何対何というのは、普通我々は「刈分小作」といいます。刈分というのは地主の力の方が強く、借りている小作人のほうが奴隷的なというか、弱い。小作人の弱さ、地主の封建的な強さを意味しながら刈分という言葉を使うのですが、それとは違います。刈分だけれども、この時代の転換したアメリカは、借地人のほうが強いのです。地主の方がぜひとも作ってくれという意味ですから、言葉を「分益小作」というふうに使っているのです。

コーンベルトを歩いていただくと、大規模経営の九割以上は借入地です。私が親しくしている、シカゴの近くの農場は四〇〇エーカーです。一、二〇〇畝のどうもろこし・大豆経営なのですが、九九%の借地、そして家族経営でやっております。人を雇わないのです。但し家族経営といっても、親父さん夫婦、長男夫婦、次男夫婦、それから娘夫婦の四人家族の八人で、大型コンバインを三台持ち、小型飛行機も一台持っています。自分の農場から飛び立って、刈り取り時期に

なると毎朝、どこからどこへそれぞれのコンバインを、刈り取りながら走らせるか、空から見て戦略を立てます。

なぜかという点、その借入地が分散しているのです。地図を見せてもらいましたが、星の数ほど分散しているのを、いかに道路を走るのを少なくして、実質的に刈り取りながら、コンバインのコストを安くするかというためには、飛行機を飛ばして、三台の大型コンバインをどこからどこへ動かすかという計画を毎日たてております。その借入地も地力の良いところは半々で、農薬や肥料等も若干シエアが変わってはきていますが、地主が三割なり一定の負担をしております。

最近地主の力がだんだん弱くなってきています。暗渠排水など、土地改良は第二次世界大戦以前でいえば本来は地主負担ですけれども、現在では借り手の方がすべて自前でやっております。アメリカでは分益小作というのは一年限りの約束で、しかも文書がありません。口約束の一年更新で、「この土地は収穫物の半々よ」という形です。そういうところに暗渠排水とか、もう少し西の方に行くと、雨が足りないものですから、何メートルと井戸水を掘りあげて灌漑をやってきております。それもすべてでは借り手である借地人が負担しています。

向こうの農民と議論して、契約が一年で怖くないのかと聞きました。一〇年、二〇年の償還を予定する井戸とか、暗渠はそんなに長く持ちませんけれど、そういう施設に借り手負担で投資するのは怖くないのかということですね。すると、大体自分の親戚でマイアミなり都市に出ているから、まず返せとは言わないだろう。その意味で自分が負担しているし、今まではそういうケースがない。井戸水も深く掘りますから相当な土地改良投資をするわけですが、もし返せ、自分の息子がや

りたいのだという場合、今年限りでおしまいよといった場合には、投資した施設は地主側にいってしまふので、そのときに裁判で争った場合に勝てるか負けるかは農民によつて意見が違いました。裁判所に持っていけば勝てるだろうという農民と、文書契約がないのだから、負けるだろうという人と、同じ借地人の間でも議論になっていました。そういう状況であります。

このように、アメリカの場合には農業不況の中で、借地形態が変わってきていますが、日本はどうなるか関心を持っています。この前新潟で調査をしてみましたら、小作料タタのケースがほとんど出ております。

具体的にはどういふことかということ、水田を借りた場合に、米を作る水田は小作料は払うけれど、生産調整を借り手側がやっている場合には、小作料はタタ。生産調整のお金は全部借り手の方が買いますけれど、それを買ってまあ、生産調整はなかなか採算が合わない。そういう意味では生産調整の田圃はゼロ、六々七割の田圃については、小作料を払うという新しい形態が出てきています。その小作料も今はほとんど下がってきています。こちら辺は農業委員会の指導とは違いますが、実態に合わせたような形で変わってきている。いかに借り手たる農業経営の方に役に立つような形で、小作料水準なり、小作の形態が変わるかというのは、注意深く見る必要があるし、あるべき方向に農業委員会等をはじめ誘導すべきではないか。小作料水準についても公的な関与を強めるべきではないかということです。

次にレジメにあります「公的関与と農法的な改革」についてですが、合理化事業はもう少し後で数字を見ようと思っております。それから「中間

保有の積極利用」ということは、合理化事業としてその合理化法人が持っている農地を、その間という形で貸し付けるかということもありませんし、最近では公社の保有する農地を法人に現物出資するなど色々な形態を政策的には考えているわけです。これがどう利用されるか、担い手の経営を大きく飛躍させるために、それが有効に使えるかどうかというようなことを言めて、このように表現を致しました。それから農地価格の下がりすぎに対して、合理化事業はどう対応したかということがあります。

「耕地の集団化、土地改良に見る創設換地や農業委員会の交換合入の取り組み」等についても、大いに注目したいということです。

有機農業が盛んな村でも必要な農地の集団化

「有機農業の有名な地域における稲作ほ場の分散化とコスト増」を話して、次に移ろうと思います。

有機農業の有名な地域とあるのは、山形県の高畠です。ご存知の方も多いと思いますが、米作りの有機農業だけではなくて、ぶどうだとか、いろいろな農業についても積極的に取り組んでおられるところで、大きな法人も出来、全国的に有機農産物の販売をしている。最近では農協もそれに積極的に取り組んでいます。それまでは農協と有機農法を取り組んでいる法人なり個人なりという関係は難しい関係でしたが、現在は双方共に農協の販売力を使うということは、メリットがある。有機農業をホームページ等で販売し、自分のところで人を雇って、包装をして宅配で送るといのは、コスト的に合わなくなってきた、や

はり農協の持つ組織力なり、あるいは信用力、資金回収という所に、有機農業の団体としては依存したほうがいい。

農協も有機農業のグループと積極的に提携することが自らの路線の考えにも近いし、いろいろな意味での資材、金融関係も持っているという事で、農協とタイプアップしながらそれを伸ばしている所です。

ここへ私は、毎年ゼミの学生を二〇数名連れてきて、農作業をさせ、調査をし、ということをやっております。早稲田大学は戦前は地方の学生が多かったのですが、今は残念ながら七割弱が関東の学生になりました。その大学生にとって農業の教育力というのは非常に大きい。ほとんどの学生が農作業を知らないものですから、三泊四日のうち、一泊二日は農作業をさせる。大体七、八月に有機農業の米づくり農家に入りますと、暑いさなかヒ工抜きを一生懸命やるわけです。ヒ工抜きは、ご承知の通り目の中に穂先が入ってくるし、暑くても手が真っ黒だから拭うことが出来ないし、という意味では激しい労働です。同時に夜のビールのうまさは格別のように「トマトとか野菜は、ドレッシングをつけなくても食べられるんですね」「生でも美味しいんですね」ということが初めてわかるというようなことを体験させていたっています。

その学生達が驚いたのは、現地に行った時に一枚一枚の水田に、赤い旗、白い旗がばらばらに立っていたことです。学生達が「何だ」といっているので、あれは農薬の空中散布の目印で、白い旗は「やってほしい」、赤い旗は「だめ」といっているので、ヘリコプターが飛んでいるわけです。有機農業を営む農家は空散に反対しているのですが、高畠も兼業農家が圧倒的に多くて、NEC高畠とか、いろいろな工場が

建っているものですから、空中散布をやってもらいたいと、地域としてはそれを続けています。そういう中で、赤い旗白い旗になるわけです。さらに彼らが驚いたのは、当然有機農業による米作りの認証を受けていますから、赤い旗、白い旗のところへヘリコプターが飛ぶだけけれども、赤い旗はだめですよ、ここは認証を賣っていますよという場合に、ヘリコプターは、畦畔から更に白い旗の方に一〇〇メートル入った所で散布を止めなければだめだと。風で赤い旗の方に飛んできてしまうから、ヘリコプターで蒔く場合に、その葉は白い旗の田んぼの途中で止まって、赤い旗の水田の畦畔まで一〇〇メートル残さないと認証は取れないという、軽業に近いような芸当をやっているわけです。それをもっちはじめて認証がとれるのです。と同時に、残った一〇〇メートルはどうするかというと、赤い旗の有機農家が、動力噴霧器を背負って、自分のコスト負担で、兼業農家のためにやっているわけです。

有機農業をやっている農家は、一先生、有機農業は勇気がいりますよ」という話をしているくらいコストが余計にかかる。有機農産物は高いと言われるが、必ずしも充分に回収出来ないというようなことを、学生自身が学んでいるわけです。農地の方の話に持っていくますけれど、その場合に学生の素朴な疑問は「どうして交換分合しないんだ」、「どうして換地しないんだ」「集団化すればそのコストは減るではないか」というきわめて当然な話が出ます。夜に入って酒を飲みながら地元と議論をしますけれど、「有機農家の場合には堆肥を入れている。兼業農家の田圃とそう簡単に交換は出来ない」という当然の反論でいつも終わります。日本の農地問題をどう根本的に解決するかというのは、私

は冒頭に今の経済政策を批判しましたけれど、同時に一方では農業関係者がここにどう関わってくるかという農政独自の課題でもあると思っています。

放牧といった農法転換によるコスト削減

つぎは酪農の放牧形式の話します。酪農の意味は大きいということ、土地利用に占める酪農の重要性を強調します。二年前になりますが、私が訪問して教えていただいた農家は、夫六〇歳、妻五一歳、牧草地が三〇畝、経産牛三三頭。今後も経産牛三五頭、一頭当たり乳量六、〇〇〇kg、所得六〇〇万円を願って、基本的にはこれで生活できる。その場合のコストカットが放牧形式であるということでした。

飼養方式はスタンションで、搾乳方式はバイブラインの集約放牧。毎日電気柵で場所を決めながら一日ごとに移動していくという集約放牧を、四月下旬から十一月の時期までやり、採草等の労働投入を節約して、夫婦二人でこれだけの規模が維持できているんだということです。ただ、自宅の周りの自作地は集団化しておりまして、ここだと少しずつ移動しながら放牧できるのだけれど、借りている所だけは離れていて、六kmの距離にあり、すべて機械で刈っています。ですから放牧で安くなるはずが、同じように採草の機械も持たざるをえない。

放牧の形式を入れているんだけれども、放牧のメリットが最大限にされているわけではない。そこが最大の問題であると、農民は語っておりました。しかも小作料が高い、少し幅がありますけれど小作料は四、

七〇〇円くらいです。一方、最近の売買価格がなかなかないのですが、一〇年前に農地価格は五万円くらいでした。五万円で四、七〇〇円を割れば、九%を超える利回りになります。それで先ほどの話のように、「なぜ買わないんですか」という質問を当然します。規模拡大農家の答は、先が読めない、おっしゃる通り金利を払った方が高い小作料よりいいのだけと、一つには地価下落が下げ止まるかわからない。それから酪農自体、この家の場合は後継ぎがどうなるかということで、「資産として持つには自信はない」というような答えであったと思います。多くの規模拡大農家にもそういう質問をすると「先生、地価が更に下落することを買いますか」と、「先生、地価が更に下落することを買いますか」と、だいたい反論されています。そういう意味で多くのところが現時点では、借りた形で継続しているという状況です。

放牧という新しい形態は、北海道でずいぶん取り組まれておりまですし、その積極性を大いにとるべきだと思います。府県でも肉牛の肥育経営で林間放牧等が導入されています。それから先ほどのように才ホーツク海沿岸部での耕作放棄の所を、従来型のやり方でやるのではなくて、放牧なり、いかに粗放的な形でそのメリットをとるか。経済学でいえば、耕作放棄が出るということは、当然地価が安くなり地代も安くなる。ゼロにまで近づくとという意味では、コスト負担はしなくてもすむ。そういう意味では必ず大型経営が現れるだろう。もちろん農産物の需給関係がありますけれど、需給関係が一定とすればそこを安いコストで借りて大規模にやれば地価地代の高い所と比べれば充分採算が合う。大型経営は限界地にあらわれる。耕作を放棄された所から大経営がむしろ成立しやすくなると、我々は考え

ます。しかしこれもそう簡単にはいかななくて、一つは粗放的な形で収益を合わせる為には、相当大きい規模の団地的なものを受け取らないと採算は合わない。いろいろな条件がついて耕作放棄になっってくる。そう理解はしていますけれど、それにどう対応するかということが合理化法人なり農業委員会の課題であると思います。

借地人が負担・出役する簡易な土地改良

耕作放棄に対する各地のいろいろな事例の中で、私がぶつかった鹿児島的事例をお話します。ここでは、耕作放棄に対して農業委員会を中心に一筆一筆調査、チェックして、その地主が誰でどういう事情で耕作放棄になったかという台帳をつくり、それを何とかして集約化し、担い手農家にそれをスムーズに移行させ農地に利用してもらおうかということに苦心惨憺しておられるわけです。

大きな条件は、耕作放棄されている土地に土地改良をかけていることです。耕作放棄されるのは当然条件が悪い所です。その条件の悪いままに大型経営をやりなさいといっても、実際難しいので、そこで土地改良をかけ、あるいは農地を集団化し使いやすくするということが一般的に必要です。ここでは安くて簡易な土地改良を行いました。使った事業は遊休農地に対する整備事業を行っていて、その場合には事業主体が、市町村、農協、合理化法人、農業者等の組織する団体でよいことから、農水省の定める公共事業の標準設計に縛られないでやれるというので、相当簡便な土地改良を行っております。障害物の除去、

深耕、整地、客土、暗渠排水、かんがい排水、農道整備、土地改良資材などを投入して、今では立派な茶園になっています。

どんなふうにしたかという点、一つは受益者、この場合は借り手です。別な集落の大規模なお茶農家が、まとまったこの農地を優良な茶園にすることが出来るということで、借りて入る。その借り手が土地改良の負担も払う。一〇年の利用権設定になっていますけれど、一〇年で充分回収できると判断していました。その自分達が土地改良の働きに出ることによって、収入にもなるし、コストカットになるということが、非常に重要な条件です。事業費は反当二六七、〇〇〇円ですが、受益者負担は補助金を得て二〇%の五三、〇〇〇円の額にとどまっております、出役はできるだけ七割の受益者にしたので、その面からもコストカットになっていました。

ただ、農水省の土地改良の専門家に言わせると、「やはり心配だ」というのです。とうとう心配かとうとうと、農道は出来てはいるのですが、排水路を作っていない。そんなに傾斜はないのですが、農道と茶園の高さは同じ高さになっている。ですから、降った雨は農道もかぶりながらやや低い所に流れ落ちていくというので、エロージョンを起こすのではないか。ましてや大雨が降ったときには、下の既設の排水路に負荷がかかりすぎるのではないかというのを心配しておられました。

確かにその指摘もそつたろうなと思いつつも、今の時代に標準の計画でがっちり作るということをやった方がいいのかどうか。やれる範囲でやる、やらないよりはるかにまし、というのが地元の関係者の考えです。土地改良したことが周辺の農地に被害を与えることが

あってはならない。排水路あるいは用水路を含めてすべての土地改良を一通り作っていくというやり方ではなくて、やれる範囲でやる、やらないよりはるかにまし、というような考え方を今の時代は取りざるを得ないのではないか。デフレの状況下で、いかにコストを安くするかというようなこととしては、この考えは評価してもいいと僕自身は思っております。そういう意味で酪農の放牧だとか、あるいは鹿児島土地改良というのは、自らいかに難しい条件を切り開くかというケースとしてご紹介いたしました。

高い公的介入率を誇る北海道の合理化事業

つぎに、北海道の合理化事業を念頭に、ここでの特徴を見てみましょう。最近の合理化事業の特徴として、ウルグアイラウンド対策等の効果もあるものですから、全国的に見ても平成六年に比べて平成一〇年は、売買面積全体に占める農地保有合理化法人の買入面積の割合は、増加しております。合理化法人の売渡面積は入れておりませんが、合理化法人の買入面積が、農地の有償所有権移転（お金を払って売り買いされている）面積に占める割合は、全国で三六%に、北海道の場合には五四%に上がってきています。売り買いされる農地の半分以上で合理化法人が入っています。また表1では、買入・借入に合理化法人がどう関わったか、それを県の公社と市町村の合理化法人で見えています。県の合理化法人の場合には買入を主体に動き、借入は市町村の合理化法人、農協も含めてそれが担っているという特徴になっています。

表 1

最近の農地保有合理化事業の特徴

(1) 事業の大幅な伸展

- ①UR対策開始前の平成6年度に比べて、平成7年度以降大幅に増加。
- ②売買面積全体に占める農地保有合理化法人の買入面積の割合(介入率)は大幅に高まる。

	平成10年	平成6年
全 国	36 %	21 %
北海道	54 %	34 %
都府県	15 %	10 %
東北	27 %	19 %
九州	16 %	9 %

※介入率 = $\frac{\text{合理化法人の買入面積}}{\text{売買面積} - \text{合理化法人の売渡面積}} \times 100$

農地保有合理化事業の実績(面積)の推移(全国)

(単位: ha、倍、%)

		平成6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	11 / 6	11年度構成比
買入	都道府県農業公社	4,886	9,186	8,891	10,100	10,291	9,908	2.03	98.6
	市町村合理化法人	19	18	48	30	19	143	7.55	1.4
	市町村農業公社	-	-	-	-	-	22		0.2
	農協合理化法人	19	18	48	30	19	96		1.0
	市町村	0	0	0	0	0	25		0.2
	計	4,905	9,205	8,939	10,131	10,310	10,050	2.05	100.0
借入	都道府県農業公社	1,447	1,232	1,350	2,167	2,280	1,829	1.26	27.5
	市町村合理化法人	1,838	2,718	3,391	4,263	4,164	4,810	2.62	72.5
	市町村農業公社	313	473	597	911	707	864		13.0
	農協合理化法人	1,515	2,227	2,790	3,351	3,457	3,945		59.4
	市町村	11	18	4	1	0	1		0.0
	計	3,286	3,950	4,741	6,430	6,444	6,639	2.02	100.0

注: 1) 全国農地保有合理化協会調べ

2) 平成11年度の市町村合理化法人の買入は、J A士幌町、J A知多、津南町農業公社、横田町農業公社、吾北村農業公社、豊北町

表2

(2) 認定業農業者等担い手への集積

①都道府県農業公社の売渡面積のうち認定農業者に対するものは8割をこえている。

貸付は11年度では5割を超えたが、売渡に比べて低い。

都道府県農業公社の売渡（又は貸付）に占める認定農業者の割合（面積割合）

(単位：%)

	売 渡			売渡前提の一時貸付			貸 付		
	10年度	11	合計	10年度	11	合計	10年度	11	合計
北海道	94.4	95.8	95.1	95.9	81.9	89.1	44.6	97.6	67.6
都府県	67.0	65.4	66.2	86.1	83.5	84.5	32.0	52.3	41.1
全 国	82.6	82.3	82.4	95.1	82.1	88.6	32.3	53.1	41.7

注：1) 全国農地保有合理化協会調べ

2) 認定農業者への売渡（又は貸付）割合 = $\frac{\text{認定農業者への売渡（又は貸付）面積}}{\text{都道府県農業公社の売渡（又は貸付）面積}} \times 100$

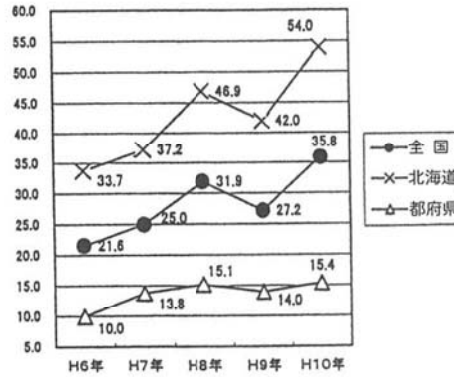
表2は、そういう公的な介入のうちの認定農業者の割合です。育成すべき経営に大いに渡っていますよという数字です。図5は、農地保有合理化法人の農地移動全体に占める介入割合です。左側の図を見ていただきますと、自作地有償所有権移転に占める合理化法人の介入割合は、一番上の×グラフが北海道の公社ですが、平成十年五四・〇%の所まで上がってきて、全国よりもはるかに高い介入割合です。右側の図は利用権等設定面積、貸し借りに関係する合理化法人の介入割合ですが、北海道の場合には一・一%です。北海道の場合には貸し借りが大きく面積としては伸びているのだけれど、合理化法人の介入の程度は低い。むしろ売買の所に大きく介入していることを示しています。

これも数字をもう少し細かく見る必要がありますが、ご承知のように北海道公社が買入れた農地は、先ほどのように経営転換だったら五年とか、長期貸付だったら最長一〇年というように、売る相手に貸付けるわけですから、結果的には貸し借りも実は介入したことになるのです。ただその数字はこれの中に入っていませんので、いわゆる利用権設定の中での市町村を含めた合理化法人の割合は北海道の場合には低いという数字になっています。

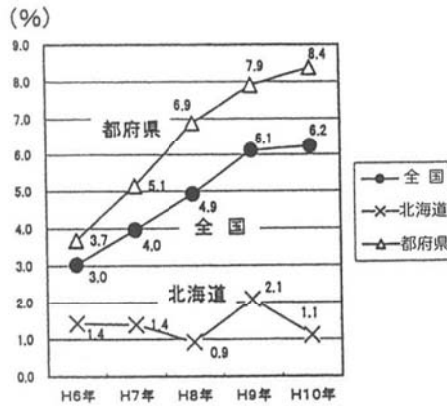
都道府県農業公社の農地保有合理化事業の実績推移ですが、図6が買入、図7が借入です。これは平成六年度の倍率で述べておりますので、買入をみますと平成十一年度の北海道の伸び率は、平成六年と比べれば、二・三倍です。量全体を棒グラフで表していますけれども、北海道公社でいえば、この数字を見えますと毎年七、〇〇〇〇〇〇くらいで安定的に推移しています。ただ最近ややその量が少し落ちてきて

図5

自作地有償所有権移転に占める
合理化法人の介入割合



利用権等設定面積に占める
合理化法人の介入割合



- ※ ・ 介入率 = 合理化法人の買入面積 / (自作地有償所有権移転面積 - 合理化法人の売渡面積)
 ・ 農地の移動全体における合理化法人の位置づけを把握するため、全国協会調べによる合理化事業の実績数値は使わず、行政ベースの数値を使用していることに留意する。
 ・ 出所：「農地の移動と転用」農林水産省構造改善局農政部農政課

図6

都道府県農業公社の農地保有合理化事業の実績推移

【買入】

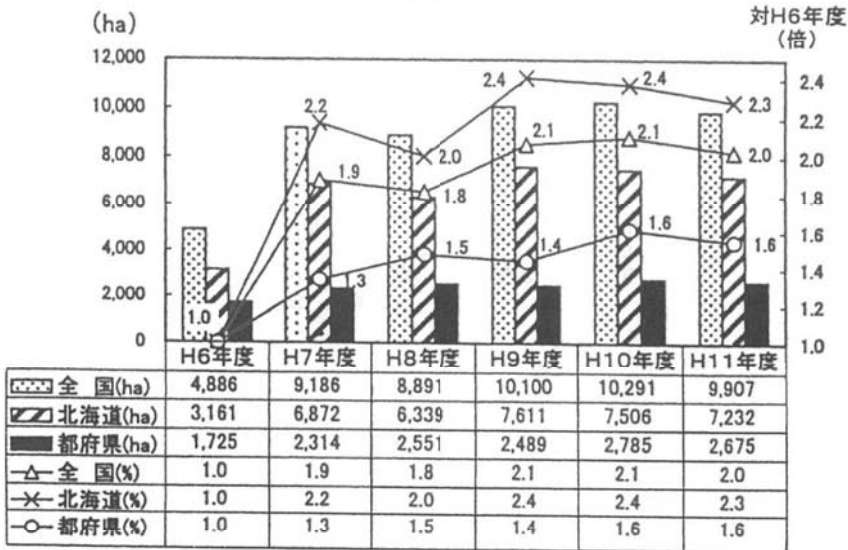
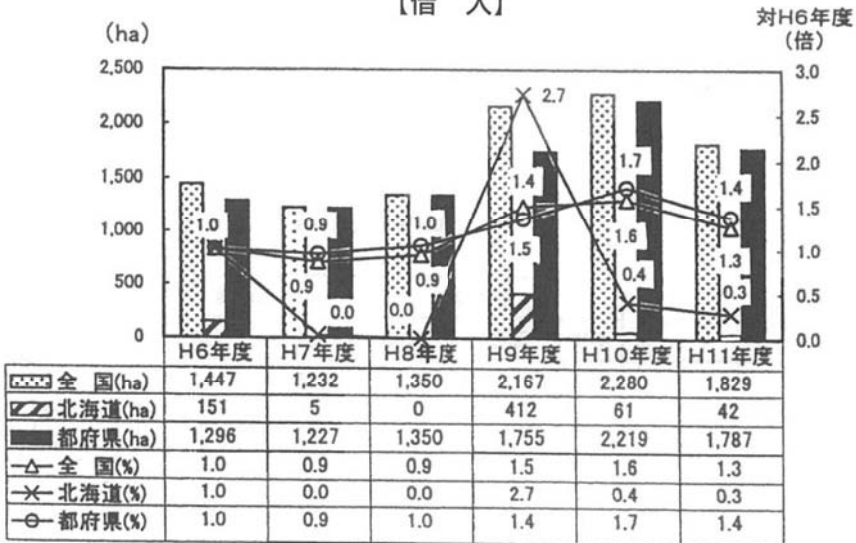


図7

都道府県農業公社の農地保有合理化事業の実績推移

【借入】



※ 全国農地保有合理化協会調べ

図8
北海道の水田の流動化と地価動向の推移

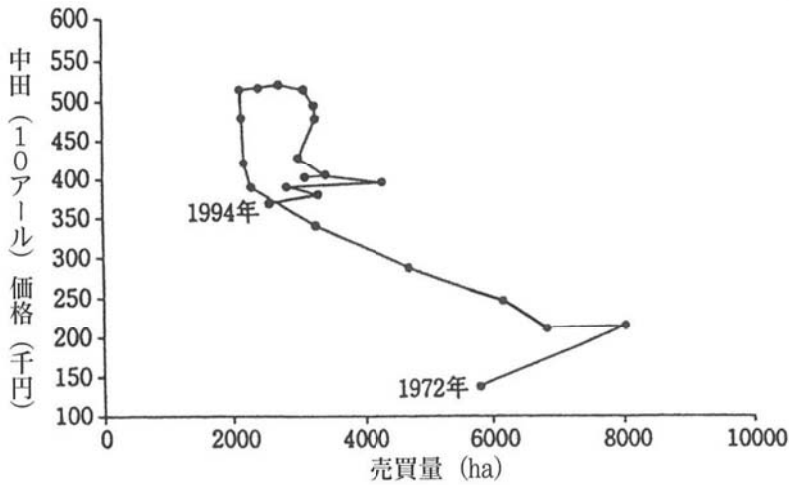
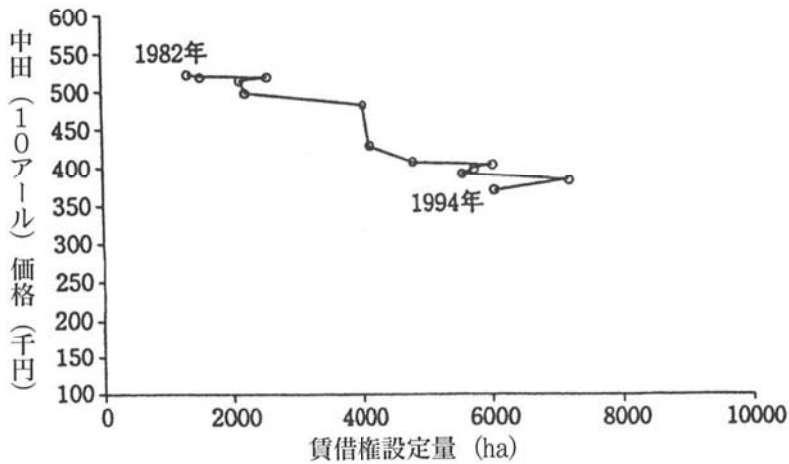


図9
北海道の水田の流動化と地価動向の推移



資料：地価は北海道農業会議『田畑売買価格に関する調査』、流動化は北海道農政部農地調整の統計（『北海道農地年報』）による。

表3
北海道の合理化事業の対全国比

(単位：ha, 100万円, %)

	全 国			北海道		北海道のシェア	
	年度	面積	金額	面積	金額	面積	金額
買入	5	5,623	31,122	3,487	6,489	66	21
	6	4,886	30,256	3,161	5,229	65	17
	7	9,178	43,662	6,867	12,666	75	29
売渡	5	5,546	36,495	3,199	8,321	58	23
	6	6,450	35,519	4,096	8,506	64	24
	7	4,592	31,466	2,505	5,231	55	17

資料：北海道農業開発公社資料

いるということでありましょうか。しかし、全国に比べればはるかに多いのです。一方、借入は道の公社等の介入はそういう意味では低いということを表しております。

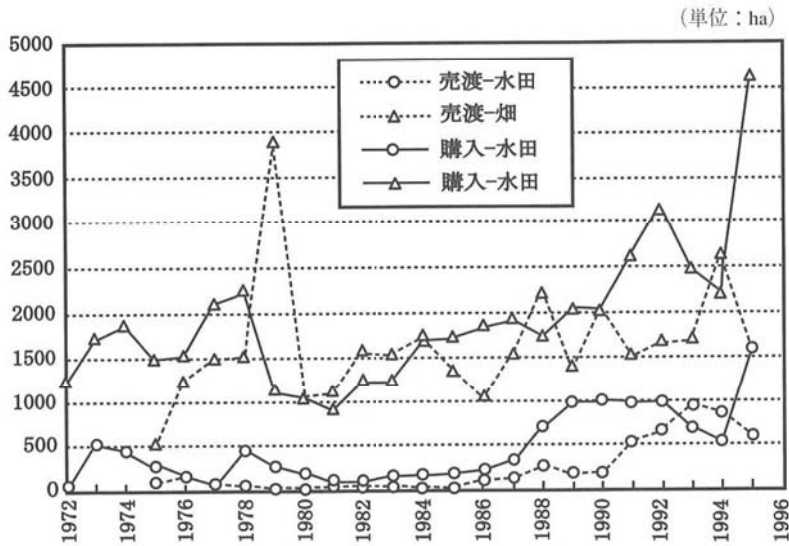
図8と図9は、水田の流動化と地価動向の推移、公社を含めた北海道全体の農地の流動化、水田の流動化を見ております。一九九四年で終わっていますので、若干それを補足いたします。

増加する貸借に十分には対応できず 合理化事業

一九七二年に水田の売買量が、これは民間も全て含めて六、〇〇〇畝弱だったのが、だんだん地価が上がっていきにしたがって、売買量が落ちてくる。二、〇〇〇畝くらいまで落ちていきます。一九九四年の場合には、今度は地価が下がってくるけれども、売買量は増えないというのが示されています。一九九四年の時点では地価が三六、七万円、売買量が二、〇〇〇畝強のところにとどまっている。それに対して貸借は、公社も含めて民間全体を入れておりますけれど、一九八二年は二、〇〇〇畝弱だったのが、一九九四年は六、〇〇〇畝です。左側の縦軸は水田の値段を示していますので、値段と貸し借りの関係を見るためにしたわけではないのですが、図8は地価が上がっても下がっても水田の売買量はあまり変わらないことがわかり、図9によって北海道の場合も府県と同じように貸し借りが猛烈に増えているということを確認したわけでありませう。

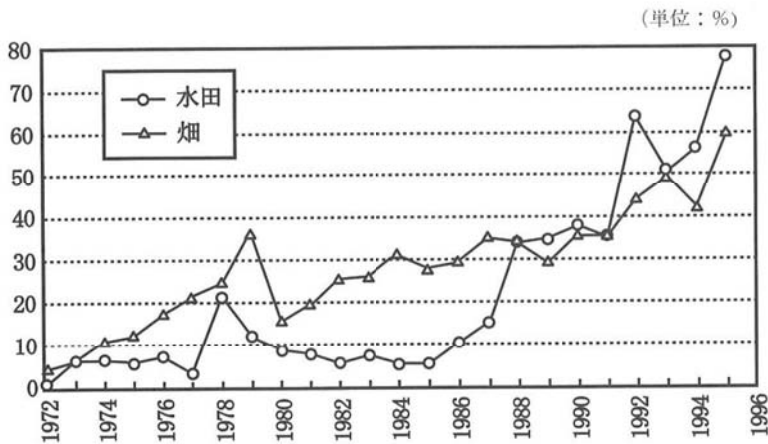
表3は、北海道の開発公社の合理化事業が対全国比でそのシェアが

図10
公社購入量および売渡量の推移



資料：北海道農業開発公社資料「アフレ傾向化の農地保有合理化事業の役割とその加速的推進に関する調査報告書」10頁より作成

図11
北海道農地売買市場における公社介入率の推移



資料：北海道農業開発公社資料「アフレ傾向化の農地保有合理化事業の役割とその加速的推進に関する調査報告書」10頁より作成。ここでの介入率は、有償所有権移転の内に占める公社の購入と売渡の合計値の割合。

どのくらいあるかというのを示しています。金額では三割弱ですが、面積的には六割から七割を占めるということです。

図10は、公社の買入量です。購入量と書いてありますが、買入量及び売渡量の推移を見ておられます。上の図です。これは水田と畑に分けておまして、水田の方は○で、畑の方は△、そして売渡と購入に分けておられます。主体を見ると畑の買入売渡が多いのですが、ご覧のように水田は一九七〇年代の初めごろは五〇〇畝を下回っていましたが、一九九〇年代に入ってくると一、〇〇〇畝、それが更に伸びるということを表しております。ですから北海道公社の事業量は畑でもともとのに加えて、水田の売り買いが相当伸びてきたというのが特徴です。

公社の介入率はこの形が上がっていますよと見たのが図11です。ただ介入率のここでの計算は、売りと買いを両方足しております。公社が毎年買出し、同時に何年か経ったものを売り渡しております。その売りと買いの両方の面積を有償所有面積移動量で割っているものから、二回カウントしていることになる。他の介入率と比較するためには図の二分の一くらいで見た方がいいのですが、売りと買いをここでは両方見ているので、六〇%とか七〇%という極めて高い率になっています。これは単純に言えば半分に見えていただくと、前の方の介入率と同じ数字になります。ただしこれもこの率が上がってきたということですので、これが何を意味するかというのを、更につきに見てみましょう。

表4は、これもやや古い資料ですが、現在でも基調は変わっておりません。有償所有権移転で譲渡人、売り渡した元の方ですが、農地保有合理化法人が売り渡した一件当たりの面積です。それと譲受人、要するに農地保有合理化法人が買った一件当たりの面積です。ここで着

目したいのは、まず譲受人です。買った方の農地保有合理化法人は一件あたり六〜七畝の農地をまとめて買って買っており、個人の倍くらい大きい面積で買っています。売り渡す場合には個人で売り渡すよりも大きくて、五〜六畝となっています。買っている面積に対して売り渡す面積の方が小さいわけですから、離農農家の大きい農地を買って、それを貸付売渡をする場合にはやや分散している。細かく分散しているかどうかは別ですが、離農農地を丸ごと買った後、それを複数の関係者に売り渡している。丸ごと一人に、一つの形態で売り渡すというふうにはなっていないケースがあると、この数字は示しています。

市町村別にみる貸借による農地流動化が大きい最近の傾向

ただこれは水田と畑とを分けて見ると、少し差が出てきます。図12を見ますと、耕地面積に対する有償所有権移転と貸借設定の割合とすることで、点を打っております。名前は入れていませんが、稲作を主体とする市町村は○、畑作を主体とする市町村は△で表しています。その区分は、一九九五年農業センサスによって表すのとおり、純稲作、純畑作、純酪農等に市町村を区分しております。これはセンサスの経営耕地面積の中で、田、畑、牧草等に分けて総経営耕地面積に占める割合を算出した上で、六〇%以上を基準で、超えるこの町は稲作の町、畑作の町というふうにして市町村を分けてみました。それをもとに図12を見ます、縦軸は貸借の設定率です。下の注にあるように、これは一九九一年から一九九五年までの毎年の有償所有権移転面積と貸借借設

表4

平成 3.4.6 年度北海道における自作地有償所有権移転の譲渡事由別からみた合理化法人の 1 件当たり面積の大きさ（面積を件数で除して求めた数値）と全体との対比

(単位：ha)

		3 年	4 年	6 年
譲渡人	交換を除く譲渡計	3.4	3.8	4.1
	うち農地保有合理化法人	5.6	5.0	5.6
譲受人	個人	2.8	3.0	3.3
	農地保有合理化法人	6.0	7.2	7.7
交換を含む譲渡合計		3.4	3.7	4.0

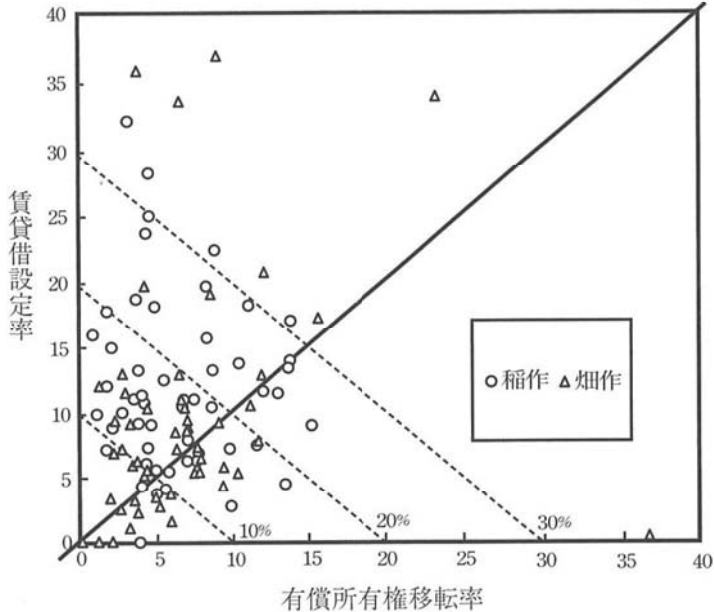
資料：『平成 3 年度北海道農地年報』『同 4 年度』および『同 6 年度』。

注：採草放牧地を除く農地の計。農地法、利用増進法（現行の経営基盤強化法）の合計。

図 12

耕地面積に対する有償所有権移転と賃貸借設定の割合

(単位：%)



注：1991 年から 1995 年までの有償所有権移転面積と賃貸借設定面積の各々の合計を純稲作・畑作地域で区分した各市町村についてその経営耕地面積で除した値。経営耕地面積は 1990 年の農業センサスの値を利用した。

資料：農林水産省農政課『農地の移動と転用』（1991～1995 を利用）90 年農業センサス。

表5
95年農業センサスによる市町村農業地域区分

	純稲作	純畑作	純酪農	該当せず
石狩	6	2	0	2
渡島	2	7	1	8
檜山	2	2	0	6
後志	3	8	2	7
空知	22	1	0	4
上川	11	5	0	8
留萌	5	0	2	2
宗谷	0	2	7	1
網走	0	19	3	3
胆振	2	7	2	4
日高	0	1	7	1
十勝	0	12	3	5
釧路	0	0	10	0
根室	0	0	5	0
合計	53	66	42	51

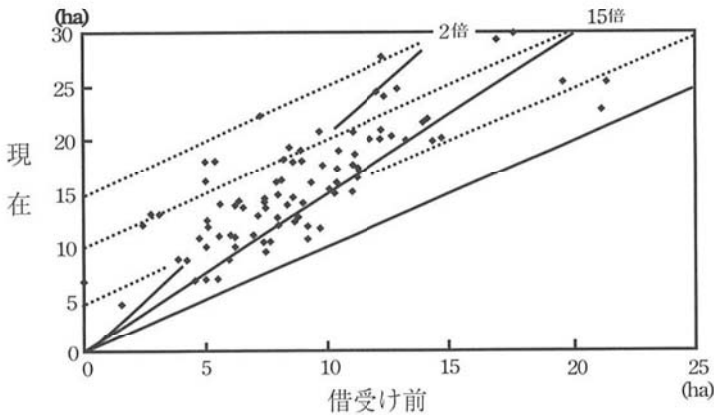
注：各々の地域区分は、各市町村の経営耕地面積を、田、畑、牧草専用地、果樹地の4種に分けてみてそれぞれの経営耕地面積に占める割合を算出したうえで、60%以上を、純地域として考えた。「該当せず」とは、田、畑、牧草地のいずれも耕地面積の60%を超えない市町村である。

定面積を合計して加工しておりますが、縦軸はトータル賃貸借面積が一九九〇年の農業センサスの経営耕地面積に占める割合を表しております。例えば賃貸借設定率、真中の二〇%というのは、五年間でその市町村の二割が賃貸借の設定がされたということです。横軸は有償所有権移転率で、同じようなやり方で、五年間の売り買いの面積を一九九〇年の農業センサス時点の経営耕地面積への比率で表しました。例えば有償所有権移転率の二〇ということは、五年間でその市町村の二〇%の面積が売り買いされたということです。

これを見ていただくと、右上にむかって斜めに書いてあるのは四五度線ですが、四五度線よりも上に、たくさん町村の印が付いています。ですから北海道は府県と同じように、全体的に貸し借りの面積の方が売り買いの率よりも大きいことになり、四五度線の右側の方に来ているのは、有償所有権売り買いのほうが面積の貸し借りの設定率よりも多いのですが、その市町村数は多くはないということです。

あれほど公社が売り買いのときにがんばっていて、その効果も大きいのですが、北海道の全体の市町村のそれぞれの動きを見てみると、売り買いよりもはるかに貸し借りの設定率の方が大きいということを確認しておきたいのと同時に、この〇と△を見ますと、〇の方が左上の方に行っているのです。△は比較的原点ゼロの左下の方に集まっています。〇はそういうところにもありますが、左上の方に更に展開している。△も上の方にならないうえに少ない。これは水田の方が全体として賃貸借設定

図13
水田所有面積の借受け前と現在



注：2時点の水田所有面積の記入のあった99戸の値をプロットしたものである。

率なり流動化率が畑よりも大きいという特徴を表しております。

右斜めに点線が入っておりますが、三〇%線は、賃借権設定率三〇%と売買移転率三〇%を結んだものです。この三〇%を超える所に、七、八件の○と△がありますが、五年間のうち三割を超える売り買いなり、貸し借りがあまる市町村数を示しています。

合理化事業で大規模化した稲作経営

—— 一定期限の借入れから

購入に転じる時の問題 ——

それをもう少し細かく見るために、図13は農家アンケートの結果を表しています。これは公社に関わった大規模な農家にアンケートを出して、合理化事業に参加する前の面積と、合理化事業に参加して規模拡大した面積とを表しています。ですから縦軸は規模拡大した現在の大きさ、横軸は合理化事業に参加する前の規模の小さい時です。これを見ていただくと、規模拡大が非常に急テンポに行われていることがわかる。点線は何を表すかというと、真中右上に走っているのが、等量といえますか同じ面積です。ですから全然増えていないというのが真中の四五度線に近い所です。その上にあるのがその分増えたわけで、増えた量が、点線は五畝ごとで区切っています。点線を三つ跨いでいくと、一五畝増やしたということです。例えば右の方の借受け前二〇畝。元々二〇畝の経営が、上の方に三つありますけれど、合理化事業に参加した結果、二五畝弱位になり、五畝前後面積を増やしたということです。もう一つ上に行くと一〇畝、更にもう一つ行くと一五畝が

合理化事業の前と後ろで変わりました。更の上に一・五倍、二倍という数字があります。これは合理化前の面積の一・五倍や二倍の面積に一気に増大をしたということです。この二倍の線の周辺にかなりの点があり、多い、すなわち一気に二倍に成りあがった水田経営が多いということを感じていただければと思います。

図14と図15は、公社が行った水田と畑地の合理化事業の各形態ごとの借受け前、規模拡大する前と、取得後、借りて買い取った後の、関係した経営のすべての動き（平成三年から七年の間）を表しています。規模拡大した面積を先ほどの手法で、同じように表したもので、図14は稲作、図15は畑作です。

図14を見ていただくと、たくさん回子になっていますが、元々一〇畝とか一五畝の経営が、取得後は二〇畝とか一五畝に大きくなりました。この点線と点線の間は五畝の面積ですが、五畝以上一〇畝など非常に大きな面積を一気に取得しております。その結果、合理化前の面積の二倍の面積になるとか一・五倍以上になる経営もかなりあります。一・二倍線がかなり多いのですが、一・五倍とか二倍の面積に一気に上がり上がっているというのが水田に多く見られます。図15の畑はそれほどはいかないで、合理化に参加する前と後ではだいたい一・二倍の面積になっています。ですから合理化事業に参加することによって規模拡大したとしても従前の面積の二割近くを増やしているのに対して、合理化事業を受けた稲作経営の場合には一・五倍や二倍の大きな規模拡大になっています。

このことは実は何を意味するかといいますと、もちろん規模拡大そのものは、経営の合理化に大きく寄与するはずですが、その場合に五

年後一〇年後、合理化法人からそれを一気に買い取らなければいけないわけで、買い取った場合の資金手当てがどうなっているかということが、実は大きな問題になるはずですが、当初申しましたように、長期貸付のように一〇年間借りて、その間ほんらい民間で借りた場合には払うであろう小作料を溜め込んでおけば、買い取る場合にもそれなりの自己資金がつきますが、そこを意図的にしない場合には、借り入れの場合の借入金との重さというものが大きく効いてきます。そういう意味では合理化事業の積極的な側面を強調しておりますけれど、同時に特に水田のように一気に大きくなった場合には、買い取った後の経営対策というものが事前に十分に準備されるかということが、必要であろうということをお願いいたします。

畑の場合には十勝などを調査しますと、既に適正規模にかなり近づいていて、畑の場合には合理化法人から買い取る場合やあるいは合理化事業に参加する場合も、隣接地や交換分合により、必要な場所に必要な面積を取り、自分の経営の面積を二倍にするなどはしない。離農跡地を三戸、四戸でお互いに分け合うというような面があり、畑作の場合には、合理化事業を経ても面積増の大きさがそれほど大きくは出ない。そこらへんの経営における一種の熟度の違い、というものの数字に表れていると思っています。

地価下落率が相対的に低い市町村での合理化事業介入率の向上

さて、農業会議によりますと北海道の農地価格は、中田の価格が平

図 14
 稲作の借受け前と取得後の耕地面積

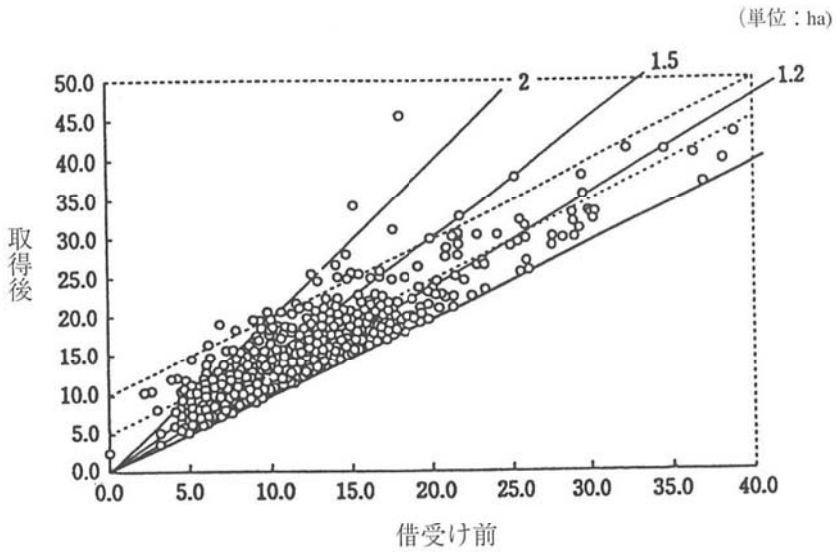
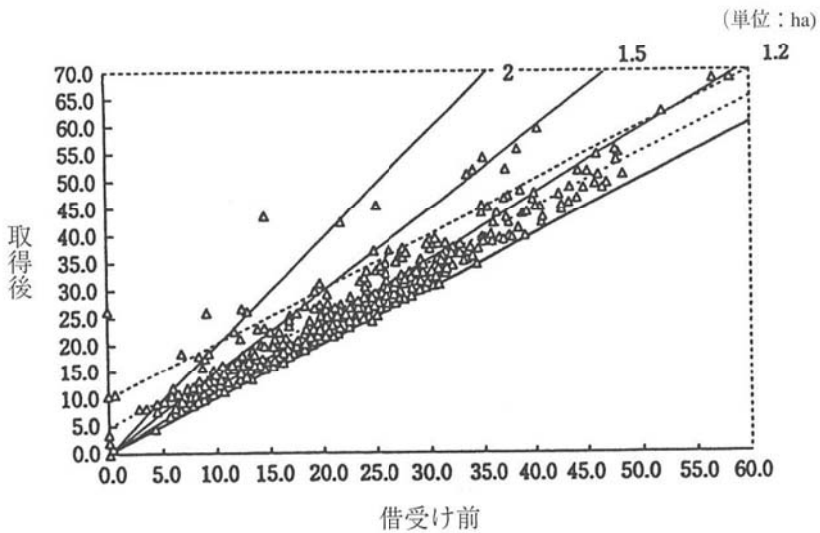


図 15
 畑作の借受け前と取得後の耕地面積



資料：北海道農業開発公社の平成3年から平成7年の農地売渡し資料。

公社介入率と農地価格の変化率

図 16
純稲作地区 平成 3～7 年の市町別
公社介入率と価格変化率

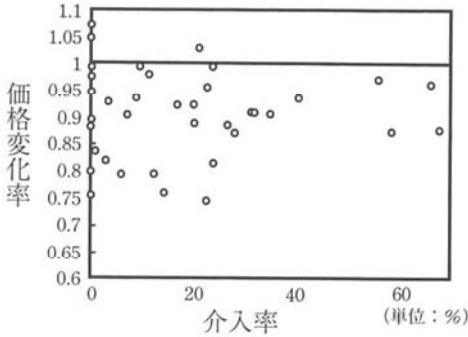
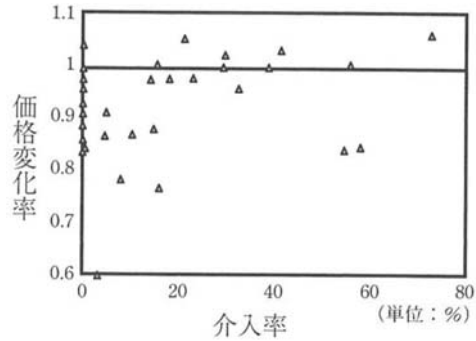


図 17
純畑作地区 平成 3～7 年の市町別
公社介入率と価格変化率



注：価格変化率は平成 3 年を 1 とした場合の平成 7 年の価格水準。介入率は図 9 と同じ。
資料：全国農業会議所『田畑価格等に関する調査報告書—市町村別統計書—』各年版。北海道農業開発公社資料。

成十三年 三一九、〇〇〇円と、依然として下落傾向にあります。契約小作料は一七、〇〇〇円であり、先ほど小作料との利回りを申し上げましたけれど、割ると五%強の利回りになっています。依然として一般の利子水準からいえば高い状態であり、小作料と地価は適正な関係にはまだないというふうに見ています。

そこで、公社介入率と農地価格の変化率を見てみます。図 16 と図 17 です。ここは何を言いたいのかというと、合理化事業を行う市町村の方が農地価格の下落率は低いですよということです。北海道でも合理化事業に非常に取り組んでおられる市町村と、そうでない市町村という差があります。図 16 は純稲作地区の農地価格です。平成三年に対して平成七年の水田がいくらかということで、どの地域も安くなっております。一の線よりも下のところへきております。一番下がった所は〇・七五ですから、平成七年は平成三年の二五%安になっているのが縦軸の数字です。横軸が介入率で北海道公社が売り買いした面積を平成三年から七年間の農地全体の売り買いの面積で割ってみました。それが介入率です。

六〇%というのは、売り買いの六割を北海道公社が買った買ったの面積として表れる。すなわち非常に影響力が強い。相関係数は出ていません。出すともう少しクリアなのですが、全体として右上がりになっています。いわゆる介入率の高い所ほど価格の変化率は低くて、介入率が低い。例えば〇・二〇%と左側によってくる場合には価格の変化率は大きい。そういう意味では、先ほど私が農地価格が下がりますだと言ったのに対して、公社が介入することによって、その水準が適正かどうかは実は議論があるところですが、より望ましい形で地価を

誘導しているというふうに私は見ております。

図17で畑を見ますと、全体的には右上がり、畑の場合も介入率が大きい所ほど下落率は低いのです。

当然、公社が買う場合には農協の要請もあって、「負債に対応する値段で買わざるを得ない。買わないと地域経済が持たない」ということや、「そうでない、かなり客観的な形で購入価格なり売却額を表している」という反論など、いろいろな事情が当然あるわけで、ここは少し議論の分かれる所であろうかと思えます。全体としては私なりに下がりすぎの所を何とか食い止めているというふうに受け止めております。こういう話を七、八年前にすると、「おまえさんは地価が下落するのを喜ばないのか。規模拡大農家にとっては、むしろ地価が下落した方がその分コストが安くなるので良いではないか。不動産屋的な発言はするな」とよく言われてきました。

当初の話に戻りますが、あるべき地価、あるべき小作料ですが、元々は小作料そのものが、市場経済が正常に機能していれば、実態経済を反映しているわけです。そして利子率も実態を反映していれば、結果的に農地価格は決まってくる。結果的に決まってくるあるべき農地価格と比べれば、やはり全体的に実際の農地価格は下がり過ぎではないだろうかということ、さらにその下がり過ぎの農地価格を公社が支えていると、私は理解しております。

個々の工夫と全体の改革努力

空知等いろいろな稲作の調査をしてきましたが、一気に規模拡大をす

ることが結果的には、五年なり一〇年の余裕があったとしても、その間、機械を買い、家を新築した上で、相当な面積を買い入れることが負債の大きさに繋がる。そのことが米価の下落時期とぶつかって、経営困難に陥るということは事実としてあるわけです。それに対応する経営の準備なり、あるいは政策的な補填なりということは充分ではないと思っております。仕組みとしては公的な関与をさらに強めるべきではないか、というのが私の主張です。

北海道の特に稲作経営の場合は、土地改良事業の負担が、先ほどの鹿児島のような安さではなくて、重粘土の土質もあり、空知などは非常に大きい負担額になっています。私は土地改良区もすいぶん回ってきました。土地改良事業は円滑化資金なり、平準化なり、あるいは今はガイドラインに従って市町村も応分の負担をする、農地の利用集積をすればさらに全国土地改良資金協会から助成金が出てくるということで、全ての条件を取っていくと、受益者負担は事業費の二〜三%にまで下がるという仕組みが出来ています。なかなか二〜三%といくような利用集積は非常に難しいのですが、仕組みとしては出来ていて、土地改良区としては前よりは危機的な状況を乗り越えているようには思えます。

この前農林公庫の担当者と話をしておりましたら、個々の農家の繰上げ償還、昔の高い金利の土地改良区の資金を繰り上げ償還するような農家が増えている。と同時に、土地改良区自体も農協からお金を借りて一気に繰上げ償還してしまうというような形で、個々の農家の負担だけではなくて、全体を支えるような仕組みそのものも出ております。もっとも農林公庫に言わせると、貸し付けるときには違約金条項

をつけるようですが、個々の農家、法人、個々の土地改良区の場合には、違約金条項を適用していないので、他の政府系金融機関に比べると、繰上げ償還は大いに認めているほうです。その努力を僕は評価するのですが、ただ農林公庫をはじめ他の公庫もみんな、財務省のお金を使っているわけで、その借りている金利は、なかなか安く出来ないのと同時に、繰上げ償還を認めていないのです。繰上げ償還をする場合には、違約金を払いなさいと。この違約金が高いものですから、公庫自体は貸付先から繰り上げ償還を受けても自分は返せないという、非常に難しい状態になっております。

底支えの必要性と公的関与

結論を急ぎますと、いろいろな仕組みを作りながら、経営の底支えをいろいろな考える。本来は価格政策等がまず真っ先に置かれるべきだと思います。

もう一つ最後に付け加えて私の話を終わようと思いますが、そういう農地市場での公的な関与、その中心として北海道の公社が主にがんばっておられるのですが、最近の数字を見てみますと、事業量の金額でいうと、約一五〇億円であったのが、現時点では一〇〇〜一二〇億円ぐらいの水準に落ちてきております。面積も七、五〇〇〜七、六〇〇畝のところ、田畑全部併せていますけれど、最近では六、〇〇〇畝というふうな水準になってきております。最近の特徴は、その中で水田の売り買いが少し増えてきている。一方で公社の方は買入れ量が落ちている。そうすると先ほどのような公的な関与の効果

が限られた地域になってきて、特に耕作放棄等、本来政策的な関与の必要がある所に、なかなか影響が出てこないということが、北海道全体の農地市場に相当な影響を与えているのではないかと思っています。

私はそういうところも是非カバーしていただきたいというふうに思っております。しかしこれも公社の場合にも当然予算的な措置があり、何年間も塩漬けで持つわけには行かないわけですから、当然買手なり渡し相手が出てこなければ安心して購入することが出来ないという事情も、片側で働いている。先ほど御紹介しましたように、受け手の方も本来なら長期貸付で受けてもいいのではないかと私などは思うのですが、実際の農家は長期貸付ではなくて、三年ないし五年の短い手事業のところで、早めにケリをつけてしまおうというような所が出てきております。そういう意味では合理化事業の売り買いのところ非常に難しくなっていることも指摘して、やはり一番最初の話になります。現在のデフレ市場の下で経済をまともな状態に戻すことが必要です。農産物の価格もまともな状態に戻すためには、それに対する財政的な関与はさらに強化されるべきではないか、というふうに思っております。

そして、今日は触れる時間がなくなりましたが、貸借市場に北海道でもより積極的に乗り出すべきではないか。市町村の合理化法人に大いに期待したい。公社との連携プレーも必要でしょう。さらには農地の集団化の課題も、府県と同様大事な課題になりつつあります。皆様方のご活躍を期待して、私の話を聞きさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

パネルディスカッション

「農地が拓く、ムラの将来」

コーディネーター

北海道地域農業研究所 所長

七戸 長生

パネリスト

北海道東海大学国際文化学部 教授

谷本 一志

蘭越町農業委員会 事務局長

山田 誠

栗山町農業振興事務所 所長

木村 秀雄

北海道農業会議指導部 部長

橋本 正雄

豊頃町農業協同組合 参事

脇坂 義男

助言者

早稲田大学政治経済学部 教授

堀口 健治

はじめに

七戸 農地問題は大変複雑で非常に範囲の広いテーマでありますけれども、これから短い時間ですが、議論していこうと思います。本来ならばこういうテーマを扱うには、事前に下準備がある程度しなければいけないと思います。農地問題の現在の状況を一体どんなふうに考えるか。そしてその共通認識の上に立って、現地の実情なりあるいは全道的な動向なり、そういうことについて議論していただくことと思っております。そこで、北海道の畑作地帯を念頭に、第一期から第四期までに整理してみたいわけです。

第一期というのは農地獲得競争で、戦後の民主化あるいは自作農主義でどんどん頑張っているという雰囲気があった頃に出てきた問題です。これについては北海道が全国の先鞭をつけて、適正移動対策というような政策を講じて公平・公正に農地を取得するにはどうするかというルールづくりをやったことで、今日の農地問題のいわばスタートラインが形成されたと思います。

第二期はそのコースの上に乗って、近代化政策、技術革新あるいは金融条件の緩和などがあって規模拡大が急速に進んでいった。その反面では離農だとか離村・過疎、こういった問題の発端がぼつぼつ現れ始めた頃です。

そして第三期になりますと、農産物貿易の自由化とか景気の動向などを反映して、農村の経済情勢が非常に厳しくなってくる。それが様々な側面に現れて、農地問題がいわば矛盾の具体的な現れ方として

出てくる。これが第三期です。

そして第四期は、先ほどうい堀口先生が話しておられるようなバブル崩壊後の非常に深刻な経済情勢を反映しながら、あるべき姿からかなりかけ離れた動きというのが、農地だけではなくて様々な所で起こっています。どういふふうにごこの農地問題を処理していったらいいか、あるいはどういふふうにごこの農地問題を捉えていったらいいか、こんなところまでできている状況だと思えます。

私は最近の北海道の農村事情等にあまり詳しくないのですが、多分全道の農村はこの第三期か第四期か、そのいずれかに属する状態になっているであろうと思います。その場合に全道の町村がそれぞれに違っている理由というのは、第一期、第二期の時に一体どういう政策を講じたか、その名残りがどんなふうになっているかというのが一つ。もう一つは、第三期あるいは第四期に差し掛かってから、一体どんな施策を講じてきたのか、あるいは講じなかったのか、その貯金なりツケなりが現実の動きの上に様々に反映しているのだろうと思われれます。それで以下の議論としまして、現在講じている対策、どういふ方策でこれを打開すべきかという議論をする前に、どんな形で問題は深まってきたのか、「これがやっぱりひどかったな」とか「こういう点でうかつであったな」とか、いろいろな反省なり批判なり、先ずは出てくるコメントを整理しておく必要があるかと思うます。

今日はパネラーとしてお三人、蘭越から山田さん、栗山から木村さん、そして豊頃から脇坂さんと現地の実情に通じた方々に来ていただいております。現地の実情に照らして、それぞれの町村では農地問題がどういふ経過で深まっていったのか、それを先ず第一ラウンドでお



話していただきます。合わせて農業会議から橋本さんに来ていただいておりますので、その間農業会議は一体どういうことに力を入れたのか。先ほど言いましたように農地流動のための適正移動対策などについては、農業会議の功績というのは全国的に見ても大変大きなものがあったと思うのですが、その後の功績は何だったのか。あるいはその後どういところで悩んでいるのか。こんなことも補足していただければと思います。

それから、谷本先生はごく最近までずっと農地問題で全道を様々に調査しておられますので、そういった整理の上に立って、先ほどの堀口先生のお話なども含めて、どんなスタンスでこの問題を考えておられるか、そこら辺を先ずはお話いただきます。谷本さんにはその後はずっと実質コーディネーターをバトンタッチしたのですけれども、現地の実情に照らしながら、そういう問題状況にぶつかって一体どんなふうに打開しようとして手を打ったか。その対策は様々にあると思いますけれども、これもコンパクトに絞ってどういうところに焦点を置いてどういう政策を講じたか。それによってどんな問題の糸口がほどこてきたか。あるいは逆にどんなブレーキが働いて、あるいはどんな障害が現れて暗礁に乗り上げているのか。第二ラウンドでは、そういったことを忌憚なくお話ししていただきたいと思えます。

それを基にしながら、三人だけを相手に蜂の巣のようにやっつてみようがないので、ここにお集まりの方々から、「こういうことをやっている所もあるよ」「あるいは「こういう成果を収めているところもあるよ」というような事例を皆さんに紹介して、今後の問題解決の糸口の提言にさせていただけたらと思います。

現地で様々な悩んでいるだけではどうも足りない、それが今日堀口先生からお話が出た公的な支援の様々なあり方なのだろうと思います。そこで第三ラウンドでは、我々は我々なりに現地の実情に即して問題解決のために苦勞しているけれども、「こういう政策をやったほうがいい」「あるいは「こういう政策が今切実に必要になっている」というようなことを、お互いにやり取りしていただいたら有難いと思います。

要するに、第一ラウンド第二ラウンドというのは、現地の実情に照らして農地問題をどういふふうに解いていったらよいか。第三ラウンドはここにお集まりの皆さん方の知識・経験というものをお互いにやり取りし合って活路を開く糧にしていきたいということになります。

いま私は思うのですが、農地問題に関してこの町村にも適用できるようなモデル的な模範解答なんていうものはありえない。そういうものを仕入れて帰って我が村でもやろうなんて、そんな状況には到底ない。したがって、自分の村に帰って役に立ちそうなヒントは何か、素材は何か、せめてそれぐらいのものだろうと思うのです。そういうことをお互いに仕入れるのに効果的で役に立つような議論をしていただいたら、この研修会の狙いは大半果たせたことになるのではないかと考えております。参加していただいた皆さんの積極的な協力をお願いしたいと思います。

パネラーの方々にも普通のシンポジウムに比べれば注文が多すぎて、「さっぱり俺たちの良いところ、得意の何とか節というのをぶてない」という不満はあるかもしれませんが、それは交流会のほうに回していただきたい。それでは、順送りで発言をお願いいたします。

●第一ラウンド

実情に照らした農地問題

山田 後志は蘭越の山田です。いま、座長さんのほうから「農地の実情に照らし合わせて地域の農地を取り巻いている状況がどういう位置に立っているのか等について紹介をせよ」というお話がありました。しよせん後進的で零細な後志の蘭越ですから、こういう場で皆さん方の前でご紹介するまでもないわけですが、パネリストとして誰が私を拉致したのかはこれからの捜査ということにして、参画をしていきたいと思えます。

先ず、蘭越農業はご存知の通りニセコ連峰の麓で、山岳に囲まれた地形です。山麓形態の中で農地が歴史的に形作られてきたわけですから、農地は点在していますし、典型的な中山間地帯で、大変厳しい環境の中にあります。それだけに、開墾なり造成なりも今日まで苦勞してやってきたわけです。途中、開田の抑制というものもありましたから、規模的な拡大というものが極めてでき得ない状況になったわけです。現在、普通畑あるいは水田合わせてわずか三、七〇〇畧の地帯です。そのうち、水田が三、二〇〇畧ですから、小さい小々くはないは別にしましても、稲作が蘭越の基幹経済です。稲作がなければ地域はこける。そういう所にある地帯です。

これら三、二〇〇畧の水田農地を現在四一〇戸の農業者が担っているわけです。単純に割り算をしますと実に八畧弱ですから、全国的に見ますと、「大規模農業地帯」と威張れるのですが、ご承知の通り北

海道的になりますと極めて小規模な地帯ということになるわけです。このような地域農業の実情の中で、今問われている農地がどのような問題を抱えているかについて早速紹介に入りたいと思います。

先ず、二〇年前、昭和五十八年の時代から現在までどういうことになってきているのかについて変遷を辿ってみます。昭和五十八年は、蘭越町においての農地の価格なり賃貸小作料等がピークの時でした。この時点で上田に、五〇万円という値段がついていたわけです。なかには六〇万、七〇万円で争うようにして少ない農地を買ったので、価格が大きく動きました。ただ平均的にみると五〇万円というて良いと思います。

先ほどから話題になっている賃借料ですけれども、私どもはA層B層C層D層というふうに細かく小作料を作っています。基準は反収もあれば立地条件もあります。一番高いのはA層で三万円でした。この時代にも離農があったわけですから、農地が出てきますので集積しなければなりません。この頃は率直に言って九対一の割合で、農地取得資金等を一つの起爆剤にしながら争うような形で「俺も欲しい」「俺も欲しい」ということで幹旋に大変苦労しました。へたなことをやっていますと、我々の身に掛かるまで農地の幹旋の問題で争われました。その頃にはそういううねりがありました。減反はつきまとうとはいうものの、ある一定の米価格は下がり基調に入ったとしても、今のような状態ではありませんから、元気が光り輝いている状況にあったわけです。

さて、現在に至る二〇年の間にいろいろな変革がありました。一番大きかったのは、かの細川政権が夜の夜中に暁の脱走のごとく自由に

化をやったことです。ミニマムアクセスというものと、もう一つ怖いのはこれからですが、関税引き下げの問題です。こんな内外価格差が勝手に可及的に加速的にグローバル化が日本にきた時に、島国日本が立ち打っていかれるのかということに、農業者はもちろん私も危機を感じました。そして新政策が直ちに出来ました。いきなりスケールメリットときたのです。私どもの町の中でそういう力はありません。そのスケールメリットというものは、これだけに拡大しなければ生きていけないのだということ。そしてすぐ出てきたのが「新食糧法」です。出たとたんに、米価は一万七、八千円あったものがいきなり、一万三千元ではもう大変です。我々公務員であっても三〇、四〇%所得が下がったらアウトです。そういう状況の中で率直に言って、今では上田が三五万円が精一杯という状況です。それから上位最高の賃貸料は二万二千円です。下がり率はだいたいピシッと三〇%下がってきています。米価格も三〇%で、この下がり率がピタッと合っています。そういう地域です。

ところがこういう状況の中で、離農していく農業者にすまないという気持ちがあるにありません。安くなれば確かに次の若い農業を担っていく者にはよいけれども、先祖から農業をやってきた六五歳の人なりが離農する時、退職金ぐらいは付けてやりたいのですが、それは容易ではありません。

それから、農協の資金の担保問題等にかかわることも事実ですが、これはプロである豊頃の参事さんにお任せしたいと思います。そこで私どもは割り切って、買い手市場になったあと「さあ、買い得だよ」と言いました。ところが今、買い手市場になったチャンスにもかかわ



らず、蘭越の農地集積における割合ですが八対二で賃貸が八、所有権移転が二なのです。私どもは地域の実情の中で、「なぜ、買わん？今チャンスじゃないか」「二万二千円の賃貸料を払っていたら、固定の資本にしたほうがよいのではないか」と言っても、「先行き不安、こんなものの償還でまた苦勞するのは大変だから、様子を見ていつでも返還できるように賃貸でいくんだ」というのが、所有の大きなブレーキになっているのです。これが蘭越の弱さです。先ずはこのような状況です。

木村 栗山町の木村です。手短かにお話をさせていただきますが、蘭越の山田さんみたいに流暢ではありませんし、農地のことはまったくド素人に近いものですからその分お聞きおきたいと思えます。栗山町は農地面積が五、七〇〇畧あります。その内、田んぼが四分の三の四、二〇〇畧、残った一、五〇〇畧が畑です。四、二〇〇畧のうち、二、二〇〇畧がお米で二、〇〇〇畧が転作であり、ほとんど五〇％に近い転作の実態となっています。農家戸数は約六〇〇戸ですから、二戸当たり、蘭越さんとほとんど同じ八〜一〇畧というのが平均的な農家の姿です。

作物のベスト四で約八割を占めていますけれども、多い順に言いますと米が一番でそれから小麦、三つ目が種芋、四つ目がたまねぎです。平均八〜一〇畧という規模の中で作られている物がいずれも土地利用型の作物です。六〇〇戸の農家全体での粗生産額は約六〇億円で、非常に厳しい実態となっています。

農地の関係ということですが、農家全体の生産なり販売、農地、担

い手なりというのがどういう状態なのかということをも簡単にまとめお話ししたいと思います。生産・販売ということですが、これはどこでも同じでしょうが、農業粗生産額が大幅に減ってきております。最近では平成六年の八九億円というのがピークだったわけですが、平成十二年で六八億円、昨年は多分六〇億円前後まで落ち込んでいます。あろうと思われる。二〇億円以上落ち込んでいるわけですが、米の落ち込みがイコールそのまま全体の落ち込みです。その落ち込みがイコール所得の落ち込みになります。要するに米価の下落でそのまま直撃されているわけです。他の作物はほとんど変わっていないので、米のウエイトが非常に大きい。コストはほとんど変わっていないので、米価が下がった部分だけそのまま所得が落ち込んだという図式になっています。

一戸当たりの売り上げは約一千万円ちょっとで、昨年の米の実態を見ると一〇〇万当たりの売り上げは一〇万円を切って九万円です。経費は時間労働ゼロに見て、トータルで一〇万円かかっています。そうすると単純にマイナス一万円です。これが昨年です。一昨年はプラマイゼロで、所得は何もないということです。そういう実態になってきています。これが栗山の農家の平均的なスタイルです。

それから転作ですけれども、一番大きいのは小麦です。昨年は若干量が採れましたけれども、栗山の小麦の平均収量は二六七kg、四俵半です。普及センターに聞きますと、麦の採算コストの水準は四俵半ということなのでプラマイゼロです。それで何で小麦を作るのかというと、単純に転作奨励金が六万五千円あたるからです。ですから、転作奨励金そのものが無くてはならないものとなっています。米の政策

大綱が昨年の十二月に出ており、それによると転作奨励金の制度が十六年度から抜本的に変わるということですが、これはこのままではとてもではないけれども生きていけないということだと思います。

それから今日の一番のテーマであります農地の部分です。私も蘭越さんと同じで農地価格は下がっているわけですが、下がり方がもっと激しくて、一番のピークは昭和五十五年で一〇〇万当たり七五万円していました。一番高く買った農家の人は、一二五万円に裏金を付けて一五〇万円ぐらいで買っています。昭和五十五、五十六年というのは、皆さんそういうふう思ったのです。要するに米価が二万円というのは当たり前だ、必ず実現できるものだ。そういう形で皆さんがそれを信じて、特に前向きな農家はこの時に農地を求めて、それが今大きな借財として残り、負担になっているという図式ではないかと思えます。

そういうことで農地価格が半値以下ということになってきますから、農協さんの資産と負債のバランスなり需要と供給は当然アンバランスが出てきています。私とも同じように、流動化が毎年三〇〇程ぐらいありますけれども、その八割は賃貸で、売買というのは二割程度です。これは当然公社の事業を活用させていただいています。先ほどの堀口先生の話にもありましたけれども、米価と実勢価格と言いますか収益地価と言いますか、水田地帯というのは非常にそのバランスが良くない。聞くところによりますと、例えば富良野は二エンジンを作っている畑はだいたい一〇〇一五万円、八〇〇一五万円、八〇〇一五万円、八〇〇一五万円というところと、一対一ですね。十勝は農地価格も一〇〇一五万円というところと、一対一ですね。十勝は畑作地帯ですけれども、一〇〇〇の売り上げ、水揚げが大体八、一〇

万円近くというのが目標だと思えますけれども、十勝の畑作の平均は一五万円ぐらいだと聞いております。そうすると一対二ですね。それに比べますと私どもの米というのは一〇や一〇万円、よくて一七万円です。それに対して例えば三五万円という三倍以上、場合によっては四倍という、後ほど交流会で先生にもゆっくりお聞きしたいと思うのですが、そういう収益と地価のバランスというのは逆にどのくらいが適正なのかなというところです。

今は三五万円から四〇万円ぐらいで売られていますけれども、五年前は五〇万円近くしていました。この五年間で二割下がりました。先生のご指摘の通り、まだ下げ止まっていないということがありますから、デパートで値段が下がる、明日だったら一割引だ、明後日だったら二割引だというものを今日買う人はいませんから、そういった部分での対策が必要だということで、これは後ほどお話をしたいと思います。

それから、農地があっちへ行ったりこっちへ行ったりと、今までの売買なり縁故関係、賃貸というのが本家分家の関係であったり、お友達同士であったり、仲良しであったり、そういう形での農地の流動化がおこなわれる。それから「お前はあの人の保証人になっているから、何とかお前が責任を持って買え、もしくは借りろ」と、そういう形になりますから、当然農地が分散されています。調べるのと一戸で一団地というのは二割しかいません。大体四〜六団地です。一番多い人は、びっくりしたのですが一七団地です。一七カ所に分かれていますから、一カ所や二カ所は忘れるのではないでしようか。それが実態です。

区画ですが、これも小さいです。土地改良区の所管面積の田んぼでいいますと、一枚当たり二八アです。今は機械も高性能の大型になっておりますが、それを使うフィールドは今もってまだまだ小さい。私はよく「四畳半でなぎなたを振っている」と言うのですが、これではいくら高性能の機械を入れても、五カ所の一〇畝ではどうしようもないというのが、栗山町として一番大きな課題かなということだと思います。

脇坂 豊頃町の農地流動化とか農地価格の話について、ちょっと違った側面からお話をしたいと思います。近年の離農状況ですけれども、今から一〇年前の平成五年ぐらいには三七六戸でした。現在二五戸ですから二二五戸が離農されていることになるわけです。ご多聞にもれず、北海道の三分の一が離農されたという話と大体合うということになります。ところがこの話は近年の出来事ではないということが先ず一つあります。さかのぼると昭和五十五年前後の農業が、一番潤った時期でした。しかしその時でも負債農家や離農もあったわけです。当時、金融対策と言われる「経営改善」は、紙の上での負債の書替えをやっていました。今でも覚えていますが、畑作所得率四五%、酪農所得率三五%。現状で所得率が悪いから、金融の書替えをしながら目標年に秋の所得をその平均並みに持つていくということではないかということで改善計画を組んだのです。そういうものが、当時中央畜産会の利子補給資金とか、農林公庫の書替え資金、これが主な形だったわけです。

この時、農地対策はというと完全に売り手市場で、このことについて

ては売買先例が主な価格設定の物差になって、それをずっと引きずってきています。先ずここからの問題があるわけです。平成に入ってから、酪農負債整理資金、ローリング方式という新しい金融対策が行われました。これはいっぺんに書替えをしないで、その年の負債の残ったものを書替えしていく。それを五年間続けてやっていくという対策でした。これは、前の対策とはちよつと違うんですね。

そして農地対策はどういうふうになったかというところ、この時は売り手市場から買い手市場に移行する時期です。こちらへんもまだ売買先例を引きずっています。そこで農地価格の下落が始まるわけですけれども、当然JAにおいても債権の回収が問題になる時期でもあります。この時に、実際に価格の調整能力、受け手の調整能力、この見極めが完全にできなくなっています。これはうちだけではないと思うのですね。北海道中、見極められなくなっています。

この後に経営基盤強化法に基づきまして、農地売買については農地売買の円滑化事業というのが始まりました。これは時価額で土地を売りますという話です。それから金融対策では、資金によって前向き資金と後向き資金をセットでやるというやり方を行ったわけです。ここがすごいポイントなのです。実際に時価額で行われたかどうかというところ、負債整理と前向き資金が行われたかということなのです。国の対策としてまことに的を射ていると私は今でも判断しているのですが、地方の指導者がこの環境の変化についてこれなかったわけです。つまり昔からの手法を引きずったまま、また繰り返しているのです。そこで私のほうとしては、その時ぐらいが時価額の抑え方について目を向けた時期です。そして負債と前向き資金の取り扱いを協議し

た時期でもありません。

時価額については後でお話すると思えますけれども、負債が多い方は規模拡大、前向き投資をすることによって、改善できるということがあるのです。このことを六十年の後半ぐらいに言い出した時に、負債農家からは猛反対をくらったのです。しかし、そろそろそういうことに目を付けたという意味でこの時期としてはこれが正しかったのではないかと思っているわけです。

それからもう一つ、時価額の抑え方について、この時価を考えたというのは正しいのですが、実際に時価という認識がどうもおかしい。そこらへんで私はこの二つの考え方についてずっとやってきたつもりです。そういうことも踏まえて、農家に直接携わっているJAとしては、そのことについて敏感に反応したわけですけれども、それを認可するほうの側が切り替えができなかったということ、今日の農地問題をずっと引きずっているわけです。これが、私の言いたいことです。

橋本 七戸先生が討論を始める前の解題の中で、農業会議はどういう取り組みをしてきたのかというようなお話がありました。第一期における農地移動適正化、農地の適正移動対策、そして蘭越の山田局長から、昭和五十八年と現在の農地価格の対比などについてお話がありました。そのことと関連して一つ申し上げておきたいと思えます。七戸先生ご指摘の通り、農業会議、あるいは農業委員会組織の農地対策の原点的な取り組みというのは、この三〇年ぐらいに限って言えばやはり適正移動対策、今は斡旋というふうに言っていますが、北海道

が全国に先駆けて取り組んできたという経過があります。

農地価格については、昭和五十七から五十八年、五十九年頃をピークにして今はどんどん下がってきています。傾向を見てみますと、今や山田局長の所は五十八年頃でも上田五〇万円とか六〇万円とかの数字をお話されていましたが、実は上川とか空知の一部で高いところは一〇〇万円を越えた地区が少なからずありました。一番高い所は、私の記憶では一五〇万円ぐらいい上がった地域もあるのではないかと思います。農業委員会の取り組みによって、農地価格上昇に対する抑止力がかなり違ったのではないかとというのが一つあります。

上昇・下落の傾向を見てみますと、一〇〇万円を超えて一五〇万円に迫るような地価形成が行われた地域では、その後の下落率がものすごいスピードできているという傾向も非常にはっきりしており、ます。おそらく蘭越辺りは五〇万、六〇万円ということでピーク時を乗り越えてこられた市町村ですが、農業委員会活動が非常にしっかりと取り組みをされてきたのだと思います。そういう地域ではその後の下落も大幅な下落ではなくて、かなりブレーキをかけながら緩やかな下落で推移をしてきているのではないかと感じたわけです。農業会議、農業委員会組織は何をしてきたかということですが、やはり幹旋事業というふうに言えようかと思えます。

実はもう一つ、昭和五十五年に農用地利用増進法、これは今基盤強化法の前身にあたるわけですが、五十五年の農地三法で増進法ができた時に、当初五十年の増進法改正では賃借権設定だけだったのです。五十五年の増進法で、所有権移転も増進計画の中に含めて農地移動させることができるということになりました。この時に、私もやはりこれ

にどう取り組んだらいいのかということや内部で議論したのですが、今になって思い出すわけです。どういう意味かと言いますと、今まで北海道では幹旋というルールが市町村、農村現場できちんと確立されていて、そういう形で農地の売買を中心にした流動化に取り組みされてきたわけです。この五十五年の増進法で、今度はむしろ農用地利用改善とか集約による農地の移動調整とか、そういう側面が入ってきて、貸し借りを中心とした農地流動化を進めていくのではないかと。また、今まで北海道で取り組んできた幹旋というルールと、これからの増進法の下での所有権移転とどのような取り組みをすべきなのかということや、いろいろ議論した経過もありました。

実はその当時の議論が、現在の北海道の農村現場での取り組みにも基礎付けられているのだなと思うわけです。現在でも多くの市町村では幹旋、つまりの委員会の総会で幹旋委員さんというのを指名して立っています。その当たった農業委員さんたちが世話役になって幹旋をし、その幹旋の結果まとまった成果を農用地利用修正計画という形で報告をしていくというルールが、北海道では一般化してきているのだと思っています。

谷本 いろいろな問題が出てきましたが、今の幹旋のところでも一つ思うところがあります。北海道の土地問題というか元のところとなるのは、野菜に傾斜せざるを得なかったということや、国策でもあったわけですが、生産調整の中で転作ということが、特に水田・畑作地帯ではいろいろな意味で出てきます。最初はもちろん粗放的にそのうち終わるだろうと思っていたのが、相当程度強化されてい

く。そうすると土地利用型の一本でいこうとする。もちろんその中で量的拡大を転作がくればくるほど、さらに既存の操業機械も遊休化するということも言めて、複合化していかなければなりません。それが基本的には土地を余していかなざるをえない原因でもあったのではないかと思います。

そういう中で横並びで拡大して、それが粒揃いの規模、これが幹旋の本心だったと思います。小さめの所に拡大しながら共同組織でいこう、機械利用も共同でいこうという集落ぐるみの規模拡大、みんな揃って規模拡大をしようとする、転作はほとんど長引く中で規模も相当バラけていきます。そういう中で、集落とか機械装備とかいろいろの意味で集団的な対応がだんだんにくくなってくる。大きくて、土地利用型でいきたいという方と、かなり面積を集約的にいったほうが得たという方とわかれてきています。

ただ、回りには土地がたくさんある。高齢化していく。跡継ぎがない。土地だけは山ほど出てくるし、土地もほとんど下がっていくから入手しやすい状況にはあるけれども、両方志向するわけにはいかない。北海道の水田・畑作部分が特にそうなんですけれども、いまだにその部分が、外国からも野菜が入ってきたりして、野菜も磐石ではなくなってきました。けれども野菜を欠落しては、もう北海道稲作・畑作はありえない。

そうすると面積は余ってくるので、買い畑したり買い田したり、土地が欲しくて欲しくて、山の奥のほうの悪い土地まで求めた。そういうひずみが、遠隔地・分散・劣悪農地という形で出て、それを補填しなければならぬ。補助基盤整備、暗渠しなければならぬ。いろいろ

なものもがツケとなってきて、さあ自分はどうちへ行こうか、二つは選べない。そういう模索の中で、これは国のせいでもあるし、個々はそういう中で所得を極大化しなければならぬ。労働力とか年齢とかいろいろなことを考えながら、平均的には、土地集約型でいきながらちよっとずつ規模を拡大していくというのが一般的ではなかったか、という気がします。

●第二ラウンド

農地問題に講じた対策

七戸 お聞きのように現地の実情は大変複雑で、聞けば聞くほどどんどん袋小路に入っていくような感じですが、こちら辺で第二ラウンドに入っていきたいと思えます。そういう実情に対して、我が村では一体どういう対策を講じたか。重点的にこれとこれとこれとというように、メリハリをつけて特徴を紹介していただけたらと思います。非常に成果の上がったことと、期待はすれでさっぱり成果が上がりにくかった、その原因は何だとか、そういうことまで言めてよろしく願います。

山田 それでは第二ラウンドですけれども、とついつい対応・対策をやってきたのかということですが、まったくそういう具体的なものはありません。ただ農地問題等について五十七、五十八年から六〇年にかけて、農協と農業委員会等が適正な時価価格、農地の価格・田んぼの価格等についてどうあるべきなのかという議論を率直に行いま

した。外は田中角栄のバブル的な要素が出てきた時代です。率直に言って農地である以上、減反が伴うことは避けられません。さらに将来を見た時に、地域には良いところもあれば最低のところもあるわけです。先ず小作料の価格は、反収などいろいろな条件を勘案して、上・A・B・C・Dとランク付けをしました。私は先ほど二万九千円と言いましたが、それは最高の所です。二万五千円、その下が二万三千円、二万円となっております。おのずから土地価額が大体五〇万円に設定されてきました。これが蘭越農業の中で軸にあったのではないかと思います。

もう一つは、やはりスケールメリットの新農政プランが出てきた時に、私どもは全道からも国からも大変批判を受けました。簡単に認定農家には乗らん、資金も乗らん、規模拡大にも乗らんと。そうではなくて、自立して買っていかれる、もちろんその時は資金も借りなければならぬですけれども、ある程度の経営見通しのついた形の中で、やっぱりじっくりいく。先ほども言いましたように、そんな大きな地帯ではありませんから、農地が流動してもせいぜい一人五畝か四畝くらい、平均八畝というところです。やめる人たちの農地はまだ少ないのです。

従って、そういう大きなスケールの状況等がありませんでしたので、本当にそういう資金対応のつなぎでやってまいりました。それよりも私どもが重視していかなければならなかったのは、当時四〇〇戸あり、それを三、二〇〇畝に農地を拡大したらどうなるか、人がいなくなるだけではないか。水田ももちろん頑張っていかなければならないけれども、四〇〇〇戸のうち二〇〇戸が面積と経営実態に合った形で、

メロンだとかトマトだとかの野菜集約のほうに走っていき、二〇〇戸くらいになってきました。それと今の水田は食味地帯という産地としてのプライドがありますから、その面積に合わせて経営対応をやってきたという経過があります。

木村 栗山町は、昨年の四月に生き残りのマスタープランを作りました。栗山農業ルネッサンス」という名前です。その目指す方向は、拡大する農家群と、逆に集約をする農家群と二手に分けて、これから生き残り戦略を立てていこうとしています。その集約するという部分では、農地を一〇畝持っている農家は八畝を隣の人に貸して、残った二畝でしっかりと所得を確保するという農業です。拡大する農家はそういう農地を集めて、例えば三戸分だったら二五畝なり三〇畝を購入するなり、借りるなり、場合によっては作業を委託するなり、法人化なり、拡大の手法はいろいろあります。これを地域営農システムと私どもは言っておりますけれども、そういう拡大だけではなく集約も含めて地域全体の生き残りをかけていこうと思っています。

具体的に集約という部分については、栗山は札幌まで小一時間で行ける地域です。今まではいろいろな野菜がたくさんあり過ぎて、なかなかロットがまとまらなかったのですが、一八〇度考え方を変えていろいろな作物がいろいろな時期に取れるということを最大のメリットにして、札幌圏に朝取りの野菜をその日のうちに届けてしまえと考えました。今までの流通で市場とか流通業者に儲けさせる形ではなくて、朝農家が取った野菜を農協がまとめて車でスーパーに運びます。昨年は試験的に、コープ札幌のルーシー店という南郷一八丁目のお店



ですけれども、そこに物を直接運んで非常に大きな成果を上げています。今年はそれを三倍から五倍ぐらいに拡大しようとしています。そういった形の集約農業が十分可能な、じっちゃん・ばあちゃんでも母ちゃんでもできる農業というものを確立していきたい。

その一方で土地を有効にしっかりと活用するための対策を四つ立てました。一つは土地をどうやって活用するのかということですが、五七〇〇畝全部を一樣に残すという気は毛頭ない。あくまでも一等農地で残すところ、農業外で活用を考えると、その中間地というように、いろいろな農地のおかれた状況に合わせてグラウンドデザインを書いていく。二つ目は、農地の需給調整機能の強化です。確かに農業委員会制度はあるわけですが、これからそういった形で集約を希望される方もかなりな数にのぼると見られます。もしくは後継者がいない方もおりますので、どんどん出てくるであろう農地を、どうやって次の規模拡大を志向される方に上手くバトンタッチしていくか。この部分が今まではなかなか手が打てるようでは打てなかったわけです。

先ほど豊頃の参事さんも言っておられましたけれども、私どもは町単独で、合理化事業の売買円滑化事業を考えています。背景として、どれくらいのレベルかはわかりませんが、私どもの農地は今後五年間で一割、もしくは二割程度下がる可能性があり、加えて一六年度に転作の見直しがありますから、やはりまだ収益的に下がる可能性がある。将来の価格下落に対応するため売買円滑化事業をうまく活用するわけですけれども、あの事業は五年後一割の価格下落までしか対応できないという事業上の欠陥があります。

私どもは、例えば栗山町全体の標準値が二割下がったら、下がった値段で担い手がちゃんと五年後買えるという町独自の対策を打ちます。一方賃貸ですが、認定農家が一定面積以上の農地を借りる場合は、それに対して小作料に下駄を履かせるわけです。例えば標準小作料が一万五千円とすると、借りる人に五千円助成するから、実質一万円で借りられる。貸す人には一万五千円に、逆に二千円ぐらい出していますから、一万七千円が入ります。そういった形で認定農家に農地が集まりやすいような対策を今後五年間は打っていくことを考えています。

三つ目は、自分の農地は一等農地だからより高いんだということを考えていまずけれども、農地には元々価値を計る物差があるべきだと思います。豊頃さんがまさにそういう形で農地を評価して、それを売買価格に反映させております。こういったものも活用しながら農地価額を客観的に計れるような物差を作って、より動きやすい体制にしたいと考えております。

もう一つは六〇〇戸の農家それぞれの農地台帳を整備したいという事です。こういう所有状況になってどういう利用状況になって、今後例えば五年以内に、売りたいのか貸したいのか借りたいのか、そういった移動希望も一戸一戸全部書いていただく。それを、今マップングシステムという田んぼ一枚一枚を色分けできる非常に優れたシステムがありますけれども、これに合わせて農地をダイナミックに動かせるような体制を作りたい。具体的に言うところ、ある集落の移動した農地を一つの画面に写し出して、売りたい農地は赤で表示する、それから貸したい農地は黄色で表示する、逆に求めたいという方は青で

表示します。農地移動を希望される一集落の方、皆さんが集まっていたら、そこで農地を大胆に需給調整できるような形です。今までの農業委員会の農地移動の仕方というのは、夜五時からこそそこそと「俺、売りたいんだけど」という話が出て、その近くの人に、酒を持って行って「どうだ、買わないか」。そういうアフターファイブの農地移動ではなくて、真昼間に正々堂々とオークション会議のような形にしたい。農地というのは一つ動けば必ず別の農地がまた発生してくるんですね。トコロテン方式で農地というのはどんどん動いていく可能性ありますから、マップングの画面を見ながら動かせるような体制を作っていきたいと思います。

四つ目は、先ほど先生から鹿児島のお話が出ておりましたけれども、まさに私どもはこの十五年度から実際にこの事業をスタートさせます。例えば区画を大きくして、一枚一畝の田んぼにするものは一〇坪一〇万円の事業費があればできます。それから転作田を畦を取っ払って、ワンフロアー一枚の畑にするのは、一〇坪一万円あればできます。これは私ども、昨年町内六カ所で実証展示園をやってみました。実際に自力施工を基本にして、持っている農機具とか労働力は自分で使って、ない部分をリースでやるということを、改良区の協力を得ながらやってみたら、そういうデータがしっかりとれました。ですから、こういう事業を取り組む農業者には半額支援するから、自分で使い勝手の良い農地に作り変えなさいということ、年間二千万の事業で五年間で一億円つきこんで、早急に栗山の使いやすい農地を整備していきたい。一応こういうことで進めたいと考えています。

表1 収益還元による土地価格と担保評価

(1) 農地価格の考え方

畑作経営の場合

	反収	所得率	利益	経費	実勢価格	評価価格
50年代	100	45%	45	55	400	$100 \times 3 = 300$
60年代	85	38%	32	53	300	$85 \times 3 \times 0.82(37\% \leftarrow 45\%) = 209$
現況	75	33%	25	50	180	$75 \times 3 \times 0.73(33\% \leftarrow 45\%) = 164$

酪農経営の場合

	反収	所得率	利益	経費	実勢価格	評価価格
50年代	87	35%	29	54	150	$87 \times 3 \times 0.65 = 169$
60年代	85	28%	24	61	140	$85 \times 3 \times 0.80(28\% \leftarrow 35\%) \times 0.65 = 132$
現況	83	25%	21	62	100	$83 \times 3 \times 0.71(25\% \leftarrow 35\%) \times 0.65 = 115$

注) 1. 自給飼料依存率を表し、100%自給の場合0となる。

100%場合： $47 \text{千円}/10\text{a}$ ($471 \text{千円}/1 \text{町}$) $\times 3 \times 0.8$ (28%) = 113

生乳 5,700kg $\times 72 \text{円} = 410 \text{千円}$ 、個体販売 410 千円 $\times 1.15 \text{倍} = 471 \text{千円}$

(2) 土地評価（時価評価）の方法

畑の場合

◎ 5万分の1の「豊頃町管内図」により、農地区域の設定を行う。

ア) 農地の場合

生産額から見た土地評価

生産額 / 当たり	土地評価			生産額 / 当たり
	畑作地帯	混合地帯	酪農地帯	
10万	23万		—	
9万	22万		—	
8万	20万		—	草地率
7万	15万	15万・12万・10万	10万	8万 50% ~ 70%
6万	10万	10万・9万・8万	8万	〃 70% ~ 100%
	—		6万	〃 100% 上
	—		5万	〃 100% 下

購買力加減長生価格

地域	調整率
牛首別・北星・育素多	+2万
礼文内・十弗	+1万
礼作別・平和	-1万
二宮・安骨・湧洞・長節	-2万
旅来	-3万
その他	±0

イ) その他の場合

地目	土地評価
宅地	—
山林	3万
牧場	農地以外2万
原野	2万
保安林	—
公衆用道路	—
雑種地	—

表2 反収と利益の下落率

	反収	所得率	利益	経費	農地価格の算定
基準日	85,000	37.647	32,000	53,000	85,000円/反当り×3倍×調整率0.8366 (基準45.000%⇒37.647%)213千円/反当り
5年後	82,450	35,718	29,450	53,000	82,450円/反当り×3倍×調整率0.7937 (基準45.000%⇒35.718%)196千円/反当り
下落率	△3.0%		△7.9%		△7.9%

注) 利益下落率△7.9%と農地価格下落率△7.9%とは同じ。

表3 農地流動化の予測

(単位：ha)

	現況(平成10年)			流動化の予測(平成22年)							件数	耕地面積	戸当り
	件数	耕地面積	戸当り	離農地	荒廃地	畑専	酪専	肉専	酪畑	その他			
畑作専	154	4,972.2	32.2	1,320.2	58.4	841.7		26.3			113	4,520.0	40.0
酪農専	80	3,373.2	42.1	421.0	42.1	386.7	378.9		182.2	90.0	70	3,990.0	57.0
肉牛専	8	210.5	26.3	26.3		25.8					7	210.0	30.0
酪畑混	10	506.8	50.6	202.4	20.2	7.6					6	312.0	52.0
その他	36	243.3	6.7	100.7	10.7						21	142.6	6.9
計	288	9,306.0	32.3	2,070.6	131.4	1,261.8	378.9	26.3	182.2	90.0	217	9,174.6	42.3

脇坂 平成二年ですけれども、私どもは農地保有合理化法人の資

格を取得しまして、実際に平成三年から事業開始したわけです。当時、農協がなぜこんなことをやるのかとよく言われました。言っている方はどういう認識なのかわかりませんけれども、今でも言われています。表1「収益還元による土地価格と担保評価」をご覧ください。なのですが、「五〇年代、六〇年代、現況」と書いてあります。五〇年代というのは農業がちょうど良かった時期です。さっき言った四五%、三五%というのは、所得率の関係でここに出てきていますが、ここに注目は一切していません。

注目するのは利益のところなんです。この利益が問題なんです。反収の減と利益の減とは全然違うんですよということなんです。農家の方というのは、実収の益を動で理解してしまいます。実勢価格というのはその時に大体こういう土地価格で動いていたということなんです。それから、評価価格というのが、私のほうで考えた計算式です。簡単に言いますと、収益還元という問題ですが、利益が半分になれば農地価格も半分になるということです。三倍がいいかどうかというのは、その所々によって違うと思うのです。うちの場合は、現況に合わせた時たまたま三倍という数字だったのです。昔からよく三倍と言われたのですが、バブル全盛期の時に土地ががんに上がってきまして、こういうものが使えなくなったのです。それで売買実例をずっと使ってやっているわけですが、収益性から考慮しますとその三倍です。そしてそこに調整率と書いてありますが、利益率の減少部分になるわけです。とこういうふうには評価額と実勢が動いてきたかということが、見たらわかると思うのです。

貸付に関わる評価額も、これと整合性を持たせるようなことで指導

しています。ですから、単純に組合員さんが「俺の土地は反一〇万円あがるか七万円あがるか」という認識で三倍すると、調整率というのはちょっと難しいので、その辺から下がったり上がったりするなあとということ、感覚的につかむ。「あそここの土地を買ったとしたらだいたいこのくらいの値段かなあ」というような感じで捉えていってもらう。うちの貸付の評価もこういう形でやることになっています。

そこで、次に表2「反収と利益の下落率」を見ていただきたいのです。五年で切っているというのがミソなんですけれども、基準日において反収が八万五千円あり、所得率が三七・六四七%あると、利益は三万二千円あり、経費が五万三千円かかりました。経費を横ばいとした場合、五年後に反収が三%下がると利益率は七・九%下がる。この利益率が農地価格の算定の七・九%と合うのですよという理屈の話です。公社事業をやるとわかるのですが、反収が下がったからだといってよく標準値価格というものを設定するのです。この標準値価格のスポットがよいかどうかという問題もあります。農地売買円滑化事業の時価額と担い手確保経営安定対策事業は、公社さんの単独事業です。これは何が違うかという、時価額ではないのです。要するに、奨励金でお貸しするというやつです。

十勝の場合は、担い手確保経営安定対策事業が圧倒的に多いです。ということ、内情から言いますと土地の下落率が二〜三%しかないところが、実際に収益から見ると七・九%にもいくらにもなるのに、公社さんのほうではその標準値を調整率とかで考えて、あまり下げないのです。その下げないお金はここにいつているのかという、水田屋

さんの所にいつていると思うのです。ですから十勝にはまったくメリットがないということでは、ほとんどのお金は担い手のほうでやられているというのが十勝の実態ではなからうかと思えます。

このように収益還元を採り入れることによって土地価格が下がることは、本当におかしいのかということですが、皆さんは、生産高が上がったからその分土地がそれ以上に下がったように見える。そうではないんですね。収益率が下がって、それ以下に下がるとこれはまずいぞということになると、収益の中でどれだけ土地価格の位置づけをするかという、利益の中に位置づけをしなければならぬのです。そうすれば、ずっと未来永劫、収益性が低下すれば土地は下がっていくことになりませぬ。これが収益還元地価です。右肩上がりの時代と違いました、左肩の時代というのは収益還元を用いるのが一番良いのではないかなということ、私も考えています。

もう一つのほうになりますけれども、農業というのは構造上の問題で、受け手がなかなか見つからない。昔は受け手がお金のある方に集中されていたけれども、広範に受け手を探せば広範に振興して底上げをせざるを得ない。要するに、地域の農業を底上げしていく、振興対策をいかにとって個別対策をやっていくか、これにかかっています。これをやらないとその地域、例えば豊頃町だけが沈んでしまうのです。ですから、農地が高いということは、その地域ではそれなりに経営が守られているということとです。ところが地域がだんだん落ち込んでくる、底上げができないで落ちたままになると、土地が下がっていくわけですから、そこで何か手を加えないと、ようするにストップをさせないと収益が減っていくわけですから、土地は下がりはなしになり

ます。下げないようにするのが振興対策ということですね。

これをどうするかということですが、平成十年にうちのほうですらに畑作専業で三二・二畝、酪農専業で四二・一畝、肉牛専業で二六・三畝、酪畑混合で五〇・六畝、その他六・七畝ですけれども、これが平均規模になっていきます。今はもう少し増えていると思います。これからずっと増えていくと思います。規模拡大というのは、収益がある程度維持できればずっと続くのです。これは生活せんがための所得、絶対所得と言っていますけれども、絶対所得を確保すれば生活できませぬ。ということは、規模拡大によって利益率は減ってくるけれども、所得額は増えるのです。増えなかつたらダメなのです。増えているうちは規模拡大は進むのです。絶対所得と所得額の差が私はあるおいたと思っています。そのお金をどう活用するか。例えばコントラクターを導入する費用に充てたり、雇用対策で人を雇ったり、いろいろなことをやるんだろうと思います。それがないとこれもできないということを考えて、うちのほうは農業を位置づけている。簡単に言うとなつのポイントです。こういうことで今考えております。

七戸 蘭越の山田さん、栗山の木村さん、豊頃の脇坂さん、それにそれぞれ別の町村で、この間やってきたこと、あるいはやろうとしていることについて紹介がありました。蘭越では適正な農地価格とというのはどうあるべきか。標準の小作料はどうあるべきか。こういうことについて非常に地味ではあるけれども、それをやってきたというお話がありました。何もやらないというわけではなくて、本当に大切なことをずっとやってこられたように思います。

栗山の木村さんのお話でいうと、もう少しメリハリがはっきりしておりまして、地域全体の生き残りを図る。そのために多様なやり方を農家がやるんだけれども、二つに分ける。一つはほとんどん拡大していく人。もう一つは集約をやっていく人。そして集約していくという品目は、朝に取って札幌に出すという、ターゲットをはっきりさせた集約の方向をとる。そういうことで地域全体の生き残りを考える。それを一方に置きながら、売買の円滑化事業とかで、マッピングを考えているというのは大変なことです。果たして本当にできるのかというような感じも持つのですが、六〇〇戸の農家の移動希望をそれぞれ本音を出してもらわなければ話になりませんが、マッピングシステムにして、真昼間に大胆に需給調整ができるようなことをやってみたい。これは地域全体の生き残りを図るということと、率直にしかも大胆に、自分の考えている農地のあり方をお互いに手の内を見せ合うということなわけです。これは不動産屋の介入する余地はほとんどないようにやらなければならぬという、これはすごい話だなあと感じます。

豊頃の脇坂さんの所々言えば、地価というものについての収益還元のある方を緻密に追っていく。現地のデータを踏まえてそのことを考えていく。もう一方で、なかなか受け手が見つからないということは何が原因か、これを収益還元の見点から考えていけば、振興策をどのようにやらなければいけないか、あるいはそれが下がらないようにするにはどうしたらいいかという具体的な実行・行動に結びつける。こういうことで、それぞれにそれぞれの地域の知恵を振り絞って、アイデアを出してやってきておられる。良いアイデアだとか、それは果たして本当にできるだろうか、そういう意味でここにお集まりの皆様

さんからもご質問をいろいろお出しただきたいと思えます。

農地の有効利用

谷本 お聞きのとおり、蘭越・栗山・豊頃さんはいろいろな試みをやられているのですが、今日来られている市町村の方々の中でも「私の町はこういうことを今考えているんだ」とか「こういうことをやっているんだ」というのがあるかと思うのです。マッピングも関係している所は十勝ですけれども、相当程度将来の流動化を見越して、不在地主というか出て行った町の方も含めてどうやって集積させようかと。つまり生き残りをどうかけるかというところでも、マッピングを入れようという市町村もいくつか出てきていますので、相談にも乗っています。そういうのも含めた動きを言っていたらればと思うのですが、「私の町はこんなことをやっているんだ」というような市町村でどなたかいないでしょうか。また後で出てくるかと思うのですが、いつでも言ってください。

一つは、今年ですけれども、十勝でまたセット販売、売れる農地に売れない農地をくつつけるような売り方をして、何とか処理していいという考え方もあるようです。それも一つの方法ですけれども、そういうことをやっていいのかなという考え方も一方であるのです。売れない農地は別の利用の仕方なり、もっと大所高所で考えていく。そしていろいろな値段を精査して適正な価格をつけていかなければならない。先ほどの豊頃でも全部を畑専で買えませんから、おそらく将来は酪農専業の方に頑張っていたらいて、畑の一〇万円まで下がった

農地を酪農に転換してもらおうというような、地目転換も安いところではあり得ると思うのです。酪農がない市町村もありますけれども、そんな考え方も抜本的にしていけないと、もちろん資産は減価していきますけれども、全体としては有効利用していくような手立てを考えるとだと思えます。

あと一つは、二〇年前ですけれども長万部でみんなが遠くの土地を求めたのです。悪い土地なのですが、みんなが求めて規模拡大して、それが足枷になってほうほうに農地が出てきているのですが、もう手一杯で買えない。悪い土地を耕作するだけで大変ですし、交換分合ではもうだめなのです。もっと別の仕組みを考えないと、過去のごとで手詰まりになってしまっていることか、いろいろな切り口がひょっとしたらあるのではないかという気がしています。豊頃さんが綿密に予測されていますが、表3「農地流動化の予測」などは、私も見てこういうことになるのだろうなと思っただけです。

脇坂 一区画の土地に、例えば半分が平らで半分が傾斜があると仮定します。その半分の傾斜のために機械が入らなったり、採算が合わない農地であれば、当然その区画を売るということになります。価格はカウントできない。ところが、平らなところはカウントできる。カウントできた時にそこは収益還元で単価を設定するけれども、一方はカウントできないということになると、おのずから価格がつかないというところになると思えます。

このように土地が半々である、その価格は全体的には半分になつてしまつたということになります。中身を説明すればそういうこと

になります。団地で土地を売買するわけですから、集積をやる時には土地状況を勘案して価格をある程度農業委員さんと詰めるのです。また、誰がこの土地を持つべきか、要するに周りの人にかかるともらうか、そして集積して規模拡大につなげていくという活用を図るわけです。そうしますといろいろな現地の話が出てきて、私どもはそういうふうになっているのですが、所詮購買力というのが影響します。購買力が影響する中で努力するのが農業委員さんであり農協であると認識していますし、私どもが出した価格は決して損をするということにはならないし、得をするということにもならない。ちょうどよい価格ですよとお話する。それは収益に準じたやり方で設定しましたということです。

ですから、そういうお話の中で調整作業をせざるを得ないし、調整をすることによって均等に周りの人に買ってもらうような雰囲気にするには、どうしてもその人達が誰でも買えるような経営になつてもらわなければいけないということなんです。ですから、受け手を弾力的に農協がやれるかどうかということと、その後のフォローができるかどうか。それを受けて資金化した時に、資金の場合の前向きと負債がうまくつながるかどうかということなのです。私どもが「資金をやった時に、負債につなげたのは北海道で第一号ですが、かなり困難でした。今はほとんどなされてないですね。これはおかしいですね。こちら辺のことも解決してやっていかなければならないということなんです。

本筋からいうと、お金と土地についてはJAに返していただきたいというのが持論です。農業基本法の発足時代に近代化資金という



のがありまして、その時お金を農協のほうに使えるようにして両方が売るような形で近代化対策をとったわけです。今のし資金というのは農林公庫が一括してしまっています。土地については公社さんに一括しています。よく見てごらん下さい、リスクはまったくありません。ということは公社さんに見れば、以前バブル時に貸した時のツケをし資金で回収せざるを得ないのです。このし資金で生き返ったわけです。そういうようなことでやっていて、農協が主体を持ってこれを取り組んでいくとすれば、経営を見ながらやっていくということになります。収益というのは第三者はなかなか見られないですよ。単純に割り切れないとすれば、この辺のことをきちんとして主導していく。だから農協は保有合理化法人として一生懸命やる、逃げない。そういうことをすれば北海道の活路は築けるのではないかと思います。

特に十勝については、そういう意味で積極的な前向きな動きをやっています。酪農、例えばフリーストールパラーの飼養体系を変更する時に一億円ボーンと貸しますね。それ以上に収益を上げるんですね。そういったパワーをいかにつくるかということだと僕は思っていますし、そこに根ざす土地というのは、例えば二〇頭の育成牛を持てば、成牛換算しますと二〇〇頭近くになりますから、当然ながら一頭あたり六〇万円くらいと計算しても、一〇〇万円以上の土地を持たなければいけないということですね。特に土地依存型の農業というのは、いろいろと法の網に抱えられている中で、そういった対策を打ち、活力をつけていってその気にさせていかないと、これは解決できないと思っっているわけです。

これからなかなか環境的に厳しくなるかもしれないですね。けれども打ち勝つために自力でやる構造対策というのは私どももやらなくてはいけないし、やろうとしているわけですから、あまりにも環境の変化が激しいとそれに対抗できなくなってしまうので、おのずから限度があるわけです。国とかがその辺の構造的なものとか土地価格の問題について、もう少しメスを入れていただいで対策に性根を入れてくれれば、今の農地問題は解決するのではないかと思っております。

堀口 いろいろなことを勉強させていただきました。その土地利用の仕方は同じ地域内でも様々だと思っております。当然、小作料も地価も異なるわけですから、私が見ているところでは、その地域の土地利用を組織的にある程度計画づけて、個別の経営を拡大できるような地域も当然あるし、放棄地が多くてそこで小作料、地価を極めて低く下げながら総合的な大経営を作る。その場合には、いろいろな形の上から作るというのはありうると思っております。農協が出資してやっていくようなタイプもありますし、そういう地域には耕作放棄の所をまとめていかに上手くやるかというところが、既存の経営の拡大型の地域とは違ったことを設定せざるをえない。あるいは集約型、この前見ておりましたら花の経営をやっておりましたけれども、最近では単に花を見るだけではなくて、和菓子などに使うものから、一生懸命有機農業の花を作っております。そういうところは同じ地域でも当然ハウスですから、極めて高い小作料を払っております。そういうタイプも同じ地域の中にあります。

これもその地域なのですが、穴抜け転用と言うのでしょうか、非常に難しい土地利用の中で転用を農業の側が自らやって、農民が法人を作ってレストラン等をやる。他から入られると非常に難しいのですが、そういうことに成功した所もあるのです。転用して上手くいっているところは、周辺の農業が上手くいっているから、穴抜け転用が訪問者にとっても景観を楽しめるわけです。そうすると、いかに農民経営といえども、上手くレストラン経営などができるかどうかというようなことも一つ重要ですし、穴抜け転用を農業委員会を含めて計画的にそれが設定できるかですね。その場合は、それが外に波及しないような形で計画をせざるをえない。そうすると、同じ地域の中でも、当然小作料も地価も面積もみんな違うのですが、そこをいかに合理的に設定できるかというのが地域の諸団体の、あるいは農民の力、計画力ということが非常に重要なポイントになってくるのではないかと思います。

最近では構造特区などというのがありまして、僕はやや批判的なのですがそれを積極的に取り入れようとするれば、そこでの地域の計画力と言いますか、どうしても難しい場合には当然建設会社等の受託等をおこなうにしても、既存の農業のタイプを支援できるような形を、地域の力をいかに持ち寄るかというような論点にもつながってくるのではないかと思います。

●第三セッション

農地問題に求められる政策

七戸 地域としての計画力、あるいは企画力と言いますか、こ

いったことがかなり重要な要素になってくるというお話でした。いかがでしょうか。先ほど来の第一ラウンド第二ラウンドで、それぞれ現地からの三人の方のお話、あるいは橋本さん、谷本さんのお話に対して、質問あるいはコメント等ございましたらお出しただきたいと思っております。あるいは堀口先生に対する質問の残りも一緒にしてもよろしいと思います。

質問者 私はJA新小樽に赴任してまだ一年ですけれども、脇坂さんに二点ほどお伺いします。収益地価をベースに三倍というのはわかるのですが、農協が貸付する時の評価、例えば三〇万円の土地だったらいくらで評価して貸付しているのかということが一点です。もう一点は、ごとうの場合に小作料を設定する場合は土地の評価はわかったのですが、小作をする時にどういった評価をされているのかということをお聞きしたいのですが。

脇坂 十勝ネットワークというのがありまして、十勝JAという将来構想の中で、いろいろな標準化構想をつくりまして、その中にいろいろなメニューがあります。その一つにこの担保評価というものがあります。担保評価につきましては、評価額が高いから担保率を下げるといやり方があるのです。八割ではだから七割にしようではないかというように評価するのですが、価格の設定が正しければそんな必要はないのです。二割棒引きすれば十分ではないかと、これは昔から二割棒引きしているわけだからそれは納得済みでやれるんだけれども、七割にするという根拠がやはり価格の設定に問題があつて、

それを一律やるというのもどうかかな。

それから、土地の評価について、皆さん一筆ごとに評価されているかどうかわかりませんけれども、ものすごく甘さがあるのも事実ではないかと思うのです。その辺も考えて担保危険率をどのくらい見るとかというお話になると思うのですが、地価額では七割ということまで打ち出しています。

それからもう一つ、小作料設定についてはなぜか「三」が付くわけです。収益還元地価の大体三%におおむね見通しを立てています。一番安い所では千円とか二千円とかということですが、逆に基本的には一万円を超えることはないということになるうかと思えます。

質問者 一点だけ本音を言わせてもらいたいと思います。率直に言いますと、農業を守っていくためにもあらゆる支援対策をやってまいりました。私の町は、保護政策の町ではないかと思えます。バラ受けつけるのも町、育苗センターをつくるのも町、パワーアップ事業を団体があれば道営事業に二分の一の半分は地方が持つんです。賃貸料助成は一五年ばかりやってまいりました。全部やってきたのです。

ところが、私のところは一五〇畝 中山間地にありますから、棚田みたいな所です。一五〇畝を本当に守りきれぬのだからどうかという不安を持っています。いま、お陰で「中山間地支払制度」というのができているのです。そして集落協定をやつてその人に任せて、これも保護ですが国のお金を六千万円も買つて今なんとか守っていますけれども、この制度がなくなつた時にそんな棚田みたいな農地を本当に守っていけるのかどうかということですね。

うちは今、四〇〇農家の中で四九歳未満の農業経営者は実に二〇〇人おります。三、〇〇〇畝割る二〇〇人ですから、拡大したって一五町です。これからも五〇歳から六〇歳の間にいる一〇〇人を守っていききたいと思っています。

国は自給率だつて守る、農地総量を守りますよといっています。なのに中間にセーフティネットがない所にも、丸投げで農協や農業者に任すといつてきているわけです。これは甘えですけれども、本当に劣悪条件の農地が守れるのか。上部団体の橋本部長さんがおりますけれども、私はもう一五〇畝は無理に農業者に預けるほうがおかしいと思います。なんで森林や環境のために植林、造林、農地転用も、もういいのではないのでしょうか。環境整備のために、どうしても私らに負担をかけられるということが非常に辛い時期にきてしまっている。いずれにしろ頑張ります、あとは守りますよ。

堀 口 　ご指摘の点はよくわかります。「中山間直接支払」について、我々はEUの「直接所得保障」を考えているわけですが、あれはご承知の通り日本の場合は生産費の格差の八割を補填しているだけであつて、期限もついているわけですからその不十分さはよくわかります。しかも私も中山間を調査してみると、やはりゾーニングの中で山林に向かわざるをえないところもあり、基幹集落に集落を移転せざるをえないようなところの限界地も相当あることは事実です。

ただ全体からいうと、日本の農地は将来的な意味を持って、農地の面積全体が大きく減ることは、日本経済としてはまずいのではないのかということ、かなり現状に近い水準を維持できるような所得保障

をベースにしたいろいろな政策を、これからおおいに踏み切るべきであらうと思っております。公共事業主体の政策から価格支持でいくのか、EU型の直接所得保障でいくのか、これは議論のあるところですが、これも、それをソフト的に入れなければ今の状況はもたないだろうという点は、今日は特に触れなかったのですがおっしゃる通りだと思います。

その場合も、ゾーニングをどうするか、誰がやるのかということが我々サイドにかけられた大きな課題ではないかと思えます。

橋 本 　一つは農地の遊休化の問題もありましたので、若干これに関連したお話をします。私どもは平成十三年に調査を実施しました。平成九年と十三年に農地関係の調査をやったのですが、遊休化の原因とか希望通り上手く農地を売ったり貸したりできないというその原因はどの辺にあるんだろうかということも、調べてみたのです。やはり遊休化の問題もそうだし、農地が上手に売れないという原因もそうなんです、一番大きいのは土地条件に恵まれないところの農地なのです。これがなかなか担い手に強固に結びついていかないというケースがあります。そして遊休化の原因もどうやらその辺にあるのではないかということなのです。

ただ、遊休地問題というのは非常に多面的な問題がありまして、谷本先生もおっしゃっておられたように、基盤整備にも入っていない土地条件に恵まれない農地を、担い手に無理やりセット販売などの形で押し付けるのが、本当に地域振興にとつて望ましいのかどうかという問題が一つあります。

そうはいいながらも、遊休農地の中には優良農地の中に挟まっているような遊休農地もあるのではないかと思うので、これは積極的に活用しようではないかという話にもなりますから、そこら辺はケースバイケースで取り組みの方法が変わってくるんだろうなと思いました。

もう一つは、農地価格の問題に関して脇坂さんからもご指摘がありましたし、木村さんからもお話がありました。地価の形成というのが基本的には土地純収益の反映であることは理論的にもそういう格好になるわけなのです。そうなりますと農地に対する需要が大きい小さいというのは、高い純収益に対する期待度の大きさということになってくるわけだと思います。

結論的には地価の問題といえども、儲かる農業というものをどう形成していくのかということが、多分基本的な部分の問題なんだろうなと思うわけです。この儲かる農業というのは、口で言うのは非常に簡単です。ではその儲かる農業というものを実現するのは規模拡大なのか、あるいは集約化なのか、場合によっては法人化なのか、地域としての生産組織の取り組みなのか、これは多様な形態があると思います。そういう生産体制と、地域として何を作っていくのか、地域農業振興をこれからどう図っていくのかということが農地事業に反映されてくるであろうし、それがひいては土地問題の解決ということにつながるっていくのと思うんです。多分脇坂さんもそうだったようなことをお話になりたかったのではないかと思うのですが、皆さんのお話を聞きながらそんなふうな感じを持ちました。

七 戸 　いま最後にお話になりましたけれども、問題は地域農業振

興にどう取り組むかということに集約されていく。農地というものは農業生産の基本的な資源であるわけですから、それを巡って様々に行われている活動、それを抜きにした単なる物の値段とか売り買いとかという話ではない。そこで地域がどういふふうに動いていかなければいけないか、動いていくか、そのことと密接に関係しているんだろうと思います。

先ほど木村さんが栗山についてお話になりましたけれども、率直に言って青写真の段階あるいは実際に作業を始めた段階、おそらくこれが具体的化していく時には手順の前後とかポイントの置き方とかいろいろあると思います。それで出てくる問題は担い手を一体どういふように練磨していくのか。あるいは技術・経営の力量を一体どんなふうにして高めていくのか。それから資金の調達あるいは蓄積を一体どんなふうにして進めるのか。私は最初の課題で「劣化」と言いましたけれども、実際には離農する寸前まで使っている土地というのは、地力が収奪されて大変劣悪になっているということが一般に言われております。

そうすると、そういうふうに人が手放そうとしている土地というのは正常な能力を発揮するまでの土地に補修して、ようやく地価の水準の意味が出てくる。そこら辺のために一体何年の努力が必要なのか。これは担い手問題とも連動させることも可能ではないかと思っております。つまり劣化した土地を、補修し改良するという仕事を受け持ちながら、地域農業の担い手を練磨・育成確保をしていく。そういう組織体制を準備していくというふうに、いろいろな形で手段と目的を相互に錯綜させながらやっていくやりかたというのがあるんだろうな

ということ、橋本さんのお話を聞きながら思いました。

ですから、通常は担い手の育成といったら、その担い手の若者の顔をイメージするわけですが、実際にはその地域の農地を生き生きと蘇らせて、それを使うための基盤に作り変えていく人たちを練磨していく、そういう教室なんだと。そういう捉え方もあるんだろうと思います。したが、谷本さんこの辺りで、お願いします。

農地活用についての各地域での取り組み

谷本 今、地域農業振興というキーワードがあるかと思うのですが、まさに問題がいろいろ違うわけですから、予算が限られています。先ほどもいろいろ話で限られた予算で全部してきたとの話がありました。しかし、これからはなかなか全部できないけれども、どこの市町村で何が有効なのかというか、限られた予算を個別農家ではみんな集約に向かったり粗放に向かったり、あるいは跡継ぎが継ぐかどうかかわからなかったり、いろいろな形態がばらばらに点在しているわけです。個別農家はもちろん自分の経営・所得の極大化と生き残りを賭けているわけですから、そこをコーディネートし、安上がりの財政の中で一番有効な手段・方法というのはやはりそれぞれ違うんだろうなと思っています。それをどう有効打を打つかという、まさに地域振興がそれぞれの地域で違うだろうと思うのです。

もう一つ上げるとするならば、貸貸がここまでになってきて、ずすと借り続ける、先ほども基調講演の中で刈り分け小作というキーワードが出てきましたけれども、北海道でもここまで負担するかは

ともかく、やはり不在地主の方なりに利用を白紙委任してもらうとか、あるいは売れない農地で借りてくれる農地については、貸しつけてもらうというようなこともありうると思います。もちろん売買に移行できればよいのですが、なかなかそれだけの力もないし、先ほど先行きは不安だとか跡継ぎが継ぐかどうか分からない、自分だけの一代限りかも知れないという話もありました。いろいろな形態がある中で、そういう刈り分け小作の一部をアメリカ風にはならないでしょうが、例えば一部そういうリースを地主にも協力してもらうようなことも、ひょっとしたら将来あるのかも知れません。そうしないと、全部買いきれない、借りきれないかも知れないということすらも考えるわけです。

質問者 受け手が不在な農地が各町村に存在、あるいは出てくると思うのですが、その保全のシステムをどうお考えになってどういふことをやろうとしているのか、このことについて各地域での取り組みなり、今後こういう計画であるということをお話いただければ大変幸いです。

山田 蘭越は全体的に面積が少ないわけですから、意外とまだ現金で買ったり貸借が行われております。ただ転作関係の絡みの中でいろいろありまして、今のところ六軒ぐらいは非常に厳しい状況にあります。これは地区に二二の生産受託組織を持っています。この中に組み入れながらやっていっている現状ですから、今のところは生産組織が一番大事だと思っております。

木村 栗山町はまだそういう主だった受け手が無いという農地は発生しておりません。ただ、農協の負債問題絡みで競売物件にかかっているというのが一件で、もう一件さらに出そうだという話もあります。今後、そういう遊休農地が当然考えられるわけですけれども、栗山町の農地保有合理化法人、第三セクタースタイルでぜひ立ち上げをして、そこが中間保有をしながら対処していく。栗山町は札幌から近いですし、小規模でも農業が可能であるということで、新規就農でやってみたいという方が実際に何名か来られております。また、農業というよりは田舎へ行って農的生活をしたいというふうな要望があります。そういった方たちを何とか受け入れられる体制を作っていきたいと思えます。

第三ラウンドで政策的なことをという話がありました。今日は道庁の皆さんも何人か来られているようなので、特に農地の部分について言うと、昨年の四月に五戸の農家による運携型の法人が立ち上がっています。そこは畑作地帯でどちらかというと土地利用型農業というよりは、集約的な野菜とか花とか貸し農園とか都市住民との交流とか、そういった農業展開を図っていきたいということで考えております。

傾斜地で、イモを作るにも機械は使いづらいという土地がある一方、担い手がいないですから、これからは一等農地もどんどん出てきます。そうすると、法人はそういう一等農地を確保していきながら、農業生産としては価値が低い農地だけれども、都会の住民からすると非常に魅力のある農地も確保していきます。そういった価値が低い農地を、何とか法人所有のままでも都市住民に提供できるような法の整備をせ

ひ考えていたいただきたい。農地だから何が何でも最後までという時代ではありませんので、そういった都市と上手く連携しながら地域を守っていける体制ができれば、非常に有難いなと思っています。

脇坂 遊休農地及び荒廃地は発生しております。簡単に言いまして不適格農地という判断をしております。不適格農地であるがゆえに、農地としては活用できなくなるということです。五年ぐらい前でしょつか、NHKテレビでフランスの農業をやっていたのですが、景気の良い時は山に向かって緑がバーツと行って景気が悪くなったら山からバーツと引いてきて、潮の干満みたいだと言っています。

農業環境というのはそういう意味から言えば、豊かになれば農地開発はどんどん進むし、厳しくなってくればおのずから荒廃していくのは当然です。農地として使えなくなる、採算割れしてしまうからなのです。例えば私ども、畑屋さんから酪農さんに土地がシフトされた時に、反収が上がります。やはり畑から賣ってきた飼料用地のほうが上がりますから、飼料用地の所を持っている方は、不必要に生産の低い所は持ちたがらないのです。それと大型機械の導入で作業効率が悪い土地などについては不適格農地と言っています。

特に畑屋さんの場合でもそうですね。山のほうで豆をつくっていたこの時には豆が一時一俵四万円ぐらいしたことがあります。こういったときは採算が合います。ところが今や二万円を割って一万八千円、もっていつているかも知れません。そうなるのと採算はまったくありません。これを遊休地で活用しなさいと言っても活用のすべがない。不適格農地とはこのようなことと考えております。

堀 口 少し九州の例をご紹介しますと、従来型の農業では非常に難しい地域で、中山間の棚田のところをどう使うかということで、結果的には赤牛の放牧を集落全体でやるのです。その場合、お互いにみんなで土地を出し合うのですが、前提として小作料はただけです。その集団から利益が生まれれば返すけれども、先ずはその赤牛放牧をどう展開するか、みんなで応援をするというので全く違った農法をとるわけです。

問題はその赤牛をどう売るかなのですが、生協と提携して赤牛を丸ごと買い上げてもらいます。丸ごと処理すると生協の側としては、牛を全部売るのは苦勞するのですが、単価的には安く手に入るのです。そういう売り方を工夫しながら、条件不利地域の農地を従来型とは違った新しい農法をどう考えるのか、その場合の土地代は集落の合意で利益がでなければただで、利益が出たときに初めて小作料が出てくるという新しい仕組みも合わせて考えていかなければならないと思います。

脇 坂 当然に農地活用は大いにすべきだと思っておりますし、公共牧場は今後も増やしていきます。これは当然のことだと思っております。ただ、採算のとれない所があるというのも事実ですよということなのです。牧場にするということは、一町画が浮いたからそこを牧場にするということにはならないですね。それは何百畝という土地がある程度考えていないと公共牧場は成り立たない。一畝のジャリつ原の土地を、例えば豆が俵四〜五万円で売っていたものが一万円になったら絶対に合わないですね。周りに酪農さんがいなかったりとか、酪農さん

がもしいたとしてもその一〜二畝をそこで飼料畑にするということには不可能なんですね。だからそれをどういっふうに活用するかということで、私も頭を悩ませているのです。肉牛さんが私設農場をやっているとか、いろいろなことを考えるのですね。

だからうちは新規作物でダイコンを集約作物として導入したので。現在一二億円の売り上げです。それから繁殖素牛の黒牛を導入しています。これもそれなりに素牛としてはまあまあいいところまできています。そういうふうにして土地活用を考えていくということは当然のことだと思えます。だから今ある在来経営体の中で切り捨てるのではなくて、その活用を図った上でやっているわけです。もし良い案があれば教えていただきたいのですが、未だかつて良い案は皆さん出してくれませんか。こちらが考えないということにもならない、地域で考えるということですよ。



七 戸 短い時間ながら、山田さん、木村さん、それから脇坂さん、現地の実情を生々しく反映されながらお話いただいたので、私たちが問題にしなければならぬ課題の本質、あるいはその輪郭、こういうことが非常に鮮明になったと思います。

併せて橋本さん、谷本さんは全道的な状況を反映させながらお話いただきました。本日の基調講演をやっていた堀口先生のお話も、二重写しになるような形で現地のお話を聞くことができたと思っております。ご協力いただいた皆さん、どうもありがとうございました。